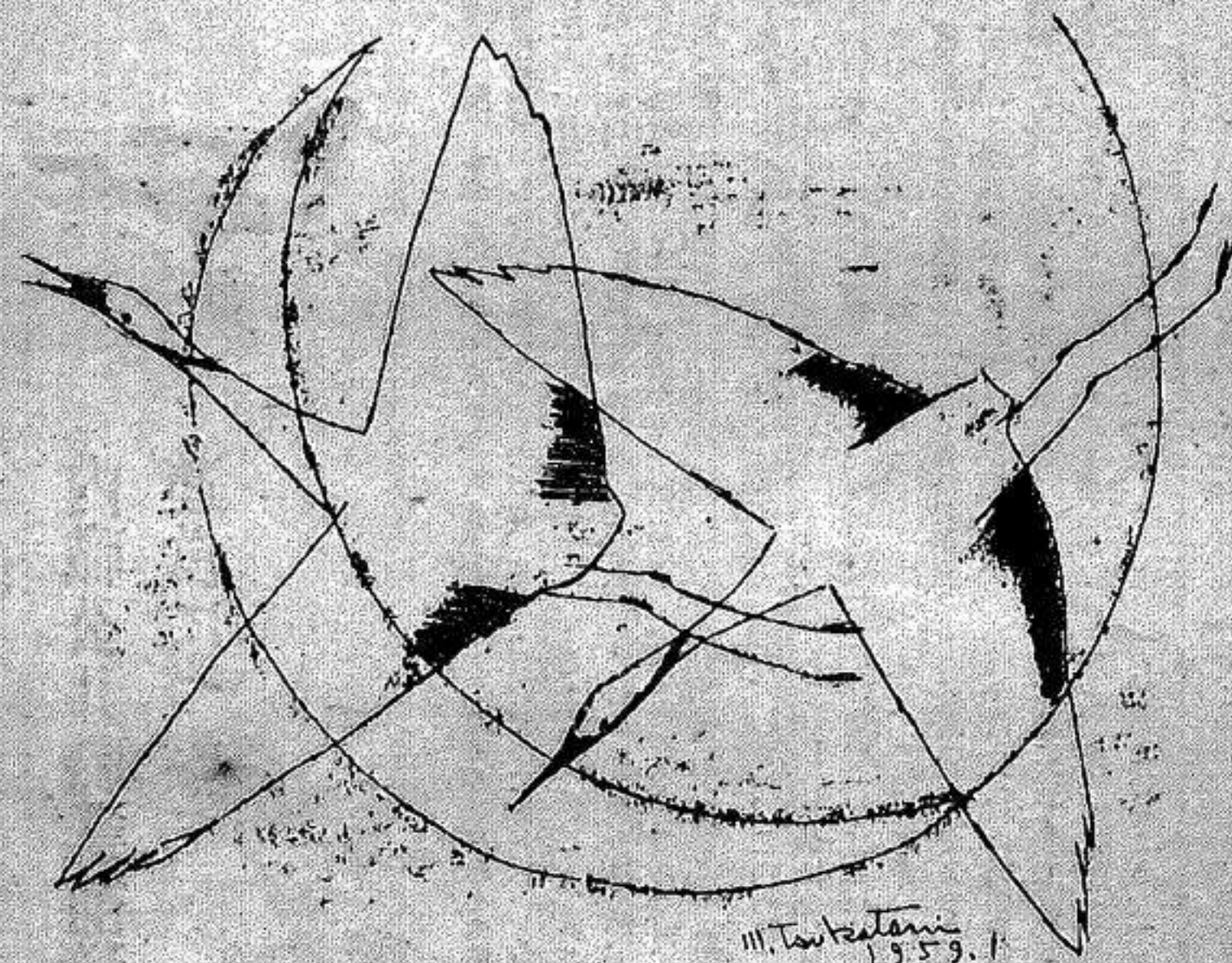


昭和二十八年七月三十一日郵便物認可  
昭和二十四年一月五日發行  
每月一圓五錢  
第一卷 第一號  
(通巻六十五号)



婦人少年協會



|                        |             |
|------------------------|-------------|
| 目次                     | 婦人と年少者 七巻二号 |
| 内職公共職業補導所の運営           | 千葉幸男 8      |
| 婦人労働者のベンゼン中毒の実状        | 原 一郎 4      |
| 第十三回国連総会に出席して          | 藤田たき 6      |
| 大阪府における家庭内職の実態         | 小林喜代 8      |
| 内職仲介業の実態               | 森井順治 11     |
| グループについて               | 福田さと子 18    |
| 当事者から聞く内職問題            | 編集部 19      |
| 完成した愛知県勤労青少年ホーム        | 愛知県職業課 17   |
| 婦人労働風土記 ② 香川県          | 池野ヒサ 18     |
| 讃岐の婦人たち                | 野田愛子 20     |
| 私の職業 ⑩                 | 門上千恵子 20    |
| 「法務従事者」                | 鍛冶千鶴子 20    |
| 資料室                    |             |
| 内職公共職業補導所関係資料          |             |
| 資格を要する婦人の職業 ③          | 26 24       |
| 労組婦人のページ (総評全国婦人代表者会議) | 28          |
| 婦人界の動き                 |             |
| 婦人少年室協助力名簿 ④ (四国・九州)   | 31 30       |
| 女子の就業数と完全失業率           | 3           |
| 業者数・平均現金給与額            | 3           |
| 第八回婦人労働問題研究会開催要綱       | 33 30       |
| 婦人通問全国婦人会議出席者募集        | 33 30       |
| 写真 内職製品展示会 (神奈川県)      | 表紙の2        |
| 婦人少年局ニュース              | 表紙の3        |
| 表紙                     | 表紙          |
| 富山 妙子 彫                | 塚谷 政義       |

## 神奈川県内職公共職業補導所主催 内職製品展示会

神奈川県内職公共職業補導所では1月24日～29日の6日間、横浜市伊勢崎町松喜屋百貨店で内職製品展示会を開催した。山口・岡山・兵庫・大阪・愛知・静岡・長野・東京・茨城・北海道からも製品が出品され、日曜日には7600人の入場者があり、1日120人以上をその場で業者にあっせん、製品即売も行われ、盛況であった。



上 展示会場入口のデザイン

右 漫画によるPR

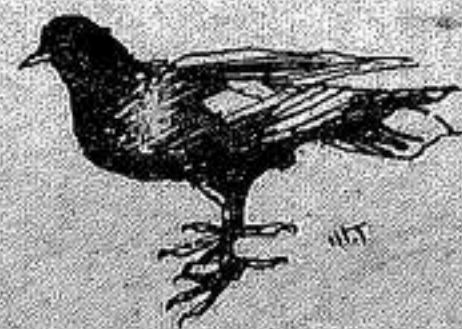


上右 臨時相談所であっせんする職員

上左 会場での技術指導

下 会場を視察する神奈川県知事(中央)と福田所長(左)





内職公共職業補導所の  
運営について

千葉幸雄

内職に関する綜合援助機關として、内職公職業補業所がはじめ大阪に発足したのは、昭和三十年十月であつたが、続いて同一年度内に東京、神奈川、愛知、福岡に設置され、その後三年余を経過して、現在、全国十五か所に設置されるに至つた。

内職は、中小企業が、現在の激烈な経済競争にたえるため最も安い労働力を求めて、分散的な家内労働者を組織的に活用しようとするもので、日本経済の最もおくれた面を代表しており、製造業者から内職従事者に至る発注の組織や、工賃、その他の諸条件に関する問題も極めて複雑である。内職公共職業補業所は、さきに婦人少年局が実施した内職調査の結果明らかにされた、これら未開拓の諸問題に対処して、行政的な役割を果たすために設置されたもので、その設置の経緯と業務の現状、及び将来の方向は次のとおりである。

◇内職の諸問題と内職公共職業補導所の設置  
内職の工資が低いということは、今更説明するまでもないことであるが、婦人少年局が東京で行なつた調査は、婦人の内職工資の平均が一日実働六時間で九七円、一か月の平均稼働十七日で一九〇〇円、一時間当り僅か十六円であつた。しかし、この内職工資も、内職従事者がそれをはじめた動機から見ると、その大多數が、生計費の一部または大部分を補うためのものであり、内職従事者にとって、欠くことの出来ない真剣なものであることがわかる。

また一方、内職の資材を提供する業者を見ると、稀には下請工場の分も含めて五、〇〇〇人以上、繁忙時には一〇、〇〇〇人の内職従事者を擁しているような大規模のものもあるが、大部分のものは、中小企業というより、むしろ零細に属するもので、従業員が二、三人ないし五、六人程度、常時必要とする内職従事者の数も五、六人から一〇人位のものが少なくなく、経営形

態も、個人経営が半数に近いといわれている。しかし、以上のようにあらゆる意味で零細な内職ではあるが、全国一五〇万といわれる内職従事世帯によって製造・加工される内職製品は衣料及び身の廻り品をはじめ、雑貨類、或るいは玩具・文房具類等にいたるまで、あらゆる種類に及び、我々の日常生活に深く入り入っているばかりでなく、更にこれが外貨獲得にも大きな役割を果たしていることが、大蔵省の通関統計によっても明らかである。即ち、その大部分の工程が内職の手を経ていると見られる造花と手袋について見ると、昭和三十二年の年間輸出額が、前者は五二億四千九百万円、後者は三一億四千二百万円となっており、この外にも衣料品雑貨、玩具類等を合わせれば、相当の額に達しているものと思われ、全国津々浦々に散在している内職従事者の生産力が我が国産業界に及ぼす影響も無視出来ないものがある。しかし最近トリシャルダンピングとして国際的な問題になっている商品には、多かれ少なかれ内職従事者の手を経ているものが多く、内職の低工資が思わぬ波紋をよんでいるともいえるよう。

内職については、以上の低工資の問題の外にも、内職需給の間に立って、悪条件を内職従事者にしわ寄せしている仲介業者の問題や、種々の悪条件の中で法的保護のないままに放置されている従事者の現状が調査の結果明らかとなり、これらの諸問題に対処して、緊急に対策を講ずる必要に迫られたのである。欧米諸国にお

いては、近年、家内労働について、逐次縮小制限の方策をとっており、我が国においても、将来、その方向に進むことも考えられるが、すでに述べたとおり、現在、内職が我が国経済に生産的寄与をしている比重は大きく、また、これに従事する一五〇万世帯、数百万の人口が、これによって生計の相当部分を維持している現状にかんがみて、直ちに縮小制限をすることは、極めて困難である。従って、内職の適正な需給を通じ、内職従事者の保護をはかるため、内職

## ◆内職補導事業の現状と将来の方向

内職公共職業補導所は、その設置の趣旨から、窓口を開放して、内職に関する相談、あつせん、苦情処理等の業務を行なっているが、内職の種類、あり場所、事業所の信用度、工資その他の諸条件、内職従事者のグループ等、内職に関する諸問題について不断的調査を行ない、これに基いて広く内職に関する情報を提供し、また内職の需給調整にも力を入れることとしてゐる。なお、この内職あつせんの対象については、内職に従事する必要のないものまで内職市場に引き出すことのないよう、内職を真に必要とする世帯に重点的に紹介するよう注意するとともに、あつせんする職種についても、工場労働可能なものを、みだちに内職市場に引出し、チープレーバーによって、正常な労働市場を乱すことのないよう、内職に適した職種を選んで取り扱うよう留意してゆく方針である。

内職従事者の保護については、内職諸条件の向上に、工資の適正化をはじめ、内職諸条件の向上を主眼として行く方針であるが、また、安全の立場から、危険有害物の取り扱い等に対する措置についても、常時関係者に対して注意指導することとしており、他面、公衆衛生の立場からは、特に食品関係の内職の取り扱いについて、必要な指導や勧告を行なうこととしている。

工賃については、将来、最低賃金制によつて法的に規正してゆくことも考えられるが、それまでの過渡的な方法として、業者毎に又は職種別に業者懇談会を開き、工賃その他の諸条件の向上について指導勧奨し、出来得れば、業者間の協定にまで進むよう指導することも考えられる。現状としては、工賃適正化の一段階として、中間組織を出来るだけさけて、内職資材を提供する業者に、内職従事者を直接紹介するようにつとめている。そのため、仲介業者の手を経て市井で一ダース五〇円で行われている内職を一〇〇円で行わせている例もあり、市井の内職より工賃が相当高いという例は少なくない。

以上の外に内職従事者の保護については、現在極めて劣悪な内職条件にからむ種々の問題があり、これらの問題を相談・あつせん等の日常業務を通じて具体的に解決して行くことが必要である。例えば、内職従事者に工賃手帖を交付して、資材・製品の受渡し、工賃支払い状況等を明確にするとともに、工賃の支払い時期については、納品の都度、又は一定の時期に支払う

等、内職業者の求人内容または協定内容を明確にするよう指導すること、また、遅払い、不払い等のないよう常時注意指導するとともに、工賃についての苦情は特に迅速に処理するよう配慮すること、不合格品に対する措置については、責任のとりきめを明確にし、内職従事者に対し、過度の責任を負わせることのないよう指導すること、資材、製品の運搬については、原則として事業主が当り、必要な器具機材等を提供するように指導すること等を考慮している。

この外、内職公共職業補導所では、巡回指導を行ない、内職に必要な技術の指導を行なうと同時にグループの育成につとめ、かなりの成果をおさめている。グループによって内職をすることは、中間組織をさけて、業者から直接に、常時仕事の提供を受けられ、又、資材・製品の運搬の便宜も与えられることが多いこと、又、メンバーが仕事について共同責任を意識するようになり、相互協力して、製品の納期を厳守するとか、製品の質についても責任をもつようになるなど、業者と従事者双方に利便があるのなるなど、今後ますます増加の傾向にあるものと思われ、グループの育成指導については、今後重点的に行なうて行きたいと考えている。なお、仲介業者を直ちに排除することは現状としては無理があるので、実情調査を行なうたうえ、優良なものを指導して内職市場の調整につとめる方針である。

# 婦人労働者のベンゼン中毒の実状

原 一 郎

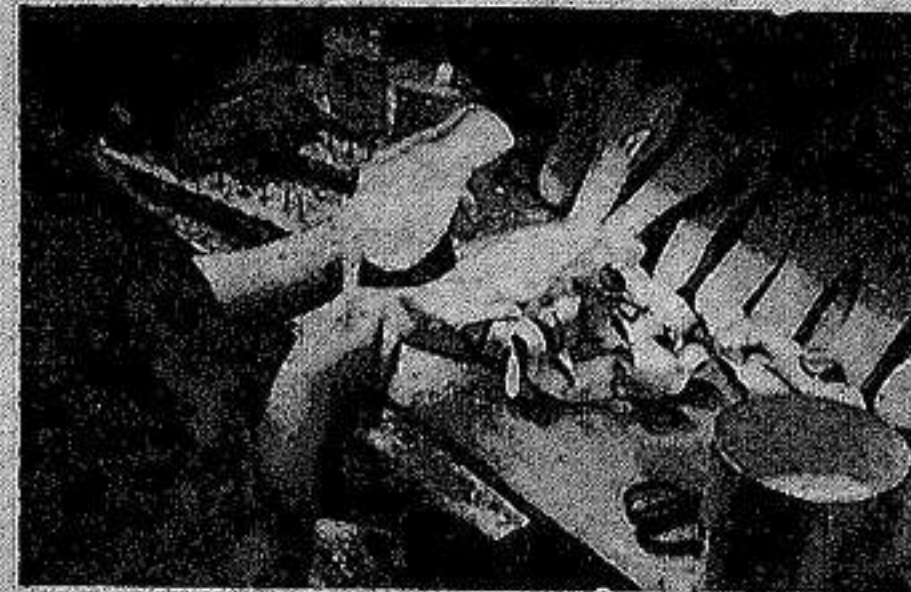
◇ベンゼン中毒の事例

昨年の夏以来、私は東大阪のベンゼン製造業のベンゼン中毒の対策に力を注いでいる。これは、流行モード服と称するベンゼンサングラスを作る仕事であるが、その貼工は全部女子で、その七割は二五歳未満の若年者である。問題の発端となった死亡例は、次のようにして起こった。

A子さん(十七歳)は、一年前から、この仕事をしていたが、六月下旬に鼻血が止まらぬので、大学病院に入院した。血液を調べたところ、赤血球一九二万(普通は四百一五万)、白

血球千百(普通は六千—八千)というひどい減少を示していた。輸血などの手当をしたが、血球はへる一方で、七日後には遂に十七年のはかない人生を終わってしまった。

慢性ベンゼン中毒の疑が強いので、彼女の勤務先を調べに行ったが、そこは「M化学工業所」の表札がなければ、全くのしりたやとしか見えない平家建の長屋の一軒である。二畳の玄関に事務機が一つ。その奥の四畳半と二畳位の部屋を板の間にして、そこが作業場だ。十七、八の女子が五人働いていた。この人達の血液を調べてみると、臨時の一人を除いて全部の人が白血球がへり、貧血もある。作業場の空気中のベンゼン濃度も一〇〇—二五〇P.P.M.であるから、当然中毒を起こす危険がある。(P.P.M.は%の一万分の一の単位。ベンゼンの許容限界は、日本では



血をぬっているところ(手前の血管に血が入っている)

一〇〇、米国では二五P.P.M.)。問題は、ベンゼンをはりつける糊にベンゼンが入っていることで、忙しいこの頃では、日に五升のベンゼンを使うというから、一人当り一升のベンゼンを鼻先で揮発させていたわけだ。一足の加工賃が十四円くらいで、半年くらいの給料をすると、一日七—八百円とれるというから、若い女子にとってはいい稼ぎになる。忙しい時期には朝七時頃から晩七時—九時頃まで仕事に励むこともあるらしい。

こうしてA子さんの病状はベンゼン中毒であることが明らかになったが、この他にも二名の死亡例があり、入院中の重症者も数人あることが分かった。(死亡者はその後更に一名増した)そこで同業組合に加入している十五社(三〇名の貼工(女子)について中毒検診が行なわれた結果、実に八三%の異常者が見出され、白血球が四千未満の者も一九%あり、六名は直ちに休養加療が必要であった。

事の重大に驚いた同業組合では、熱心に対策を協議し、ベンゼンに代る毒性の少ない溶剤の使用、排気装置の設置等を決めるに到った。こうして同業組合加入の事業場については、どうにか中毒対策も軌道に乗ってきた。

しかし、この地区には組合に加入していない同業者(その大部分は従業員五十名の零細企業)が五十余もある。中には主婦が家庭内で内職として行なっていて、学校帰りの子供がこれを手伝って頭痛を訴えるという例さえ伝えられており、これらの対策はなお今後の問題として

残されている。

◇ベンゼン中毒の症状

急性中毒——濃いベンゼンを吸うと、頭痛、めまい、吐気などを起こす。ひどい時は、気を失い、呼吸もとまって死ぬこともある。

慢性中毒——わずかのベンゼンを長い間吸っていると、慢性中毒になる。これは徐々に起こってくるため、うっかりしていると手遅れになることがある。ベンゼンは、主に骨髄をおかすので、原爆症と同じように、貧血、白血球や血小板の減少などが起こる。貧血になると、顔色が青くなり、目まいやどろきが烈しくなる。白血球がへると細菌に対する抵抗力がへり、血小板がへると出血しやすく、また血が止まりにくくなる。死んだ人では、肺炎や敗血症を起こしたり、歯ぐき・子宮・胃腸などの粘膜から出血していることが多い。

女子は男に比べて慢性中毒にかかりやすい。これは、卵巣ホルモンが関係しているようである。若い女子は特に侵されやすく、妊娠すると悪化するし、出産時には血が止まりにくいので危険である。

このように恐いベンゼン中毒は、どんな職場で起こりやすいのか？

- (1) ベンゼンは、ガス会社や製鉄所で、石炭の乾溜ガスから取出される。
- (2) 染料・医薬品・プラスチックなどの合成化学工業の基礎原料として使われる。
- (3) (1)・(2)の場合は、多くは大工場で、密閉した

装置の中で用いられるので、中毒は余り出ていない。また女子は殆んど就業していない。

(3) 溶剤・洗滌・抽出などに使われる。特に溶剤として使われることが一番多く、この場合がまた最も危険である。例えば、染料や印刷用インキの溶剤、ゴム糊など接着剤の溶剤などに用いられる。いわゆるシンナーの中には、大抵はベンゼンを含んでいる。溶剤として使われる時には、密閉しない装置で使われることが多く、小工場や家庭内でも使われるため中毒の機会が多い。また女子や年少者の就業が多いことも、中毒者を多く出す原因となっている。

我々がこの一、二年に見聞したのも、次のような例がある。

ポリエチレン・ビニル印刷所——男二名、女七名が働いていたが、二八歳の女子が、就業六か月目に卒倒したため入院。赤血球六四万、白血球千四百に減っていた。同僚も全部中毒症状が認められた。この印刷インキは乾きを早くするために、ベンゼン・トルエン・キシレン等を含んでいた。作業場も洋服店を改造して、店の裏側と二階を使い、換気も非常に悪かった。

ビニルフィルムの接着作業——ビニルの断熱材製造工場で、合成樹脂をベンゼンで溶かした接着剤を使っていたため、二十名余の女子作業者の殆んど全員に貧血、白血球減少などが起こっていた。貧血のため入院して輸血を受けた者、脚に紫斑を生じた者、吐気のひとつかた者など、多数の中毒者が皆、私病として扱われていた。

◇ベンゼン中毒を防ぐには

第一に、ベンゼンを使わずに、無害な、或るいは害の少ない溶剤の使用を考えること。例えば、トルエン・キシレン・ヘキサンなどの使用が考えられる。

第二に、作業環境の改善——装置の密閉、換気特に局所排気を行なって、作業者が有害ガスを吸わないようにすること。

この二つが特に大切である。さらに加えて、就業前及び定期的な中毒検診の実施により、不適者を除き、また異常者を早いうちに見出すことが必要である。

◇むすび

ベンゼン中毒は古くから知られているが、最近その用途が広くなり、新たにベンゼンを使い始めた職場で多くの中毒者を出している。特に問題が多いのは、合成樹脂・ビニル等を加工・接着する作業である。このような作業は零細企業や家内工業で行なわれるものが多く、溶剤中ベンゼンの含まれていることも、ベンゼン中毒の恐ろしいことも知らないで、殆んど何の対策も考えないで作業をするため、重い中毒者を続出している。ベンゼンに対する抵抗力の弱い女子・年少者がこれらの作業に多く従事していることも、問題をいっそう大きくしている。

ベンゼンその他の溶剤による中毒問題については、今後一層注意をよび起こすことが望まれる。

(大阪府立労働科学研究所職業病研究室主任)

# 第13回国連総会に出席して

藤田 たき



日本代表団リセプションで外務代表と握手する藤田氏

第十三回国連総会は一九五八年九月十六日から十二月十六日まで三か月間ニューヨークの本部において開催された。八十一か国から代表、代表代理、また多数の随員が出席したことは、それだけでも甚だ意義深いことであるが、九月十

八日にはじまり十月七日までつづいた全体会議において、七十二か国の代表が一般討論に参加したことは、国連の歴史において初めてのことである。そして、この中には二人の総理大臣、四十八人の外務大臣、五人の他省大臣が数えられている。国連に出掛ければ外交交渉も手とり早く出来るということもうなづけますし、舞台裏の活躍の重要さもわかるわけである。

今度の議長は、去年ニュージーランドのマシロー氏のため立候補を辞退したレバノンのマリク氏が選ばれた。レバノンの政変のため既に本国政府の支持を受け得ぬ立場にあったマリク氏は、何となく寂しい陰をなげかけていた。

この全体会議進行中も、代表、代表代理は手わけし、同時に開かれていた委員会に出席しなければならぬ。委員会は第十二回総会後本誌にも紹介した通り次の七つの委員会でありました。

- (一) 第一委員会——政治安全保障関係
  - A 軍縮問題 B 朝鮮問題
  - C 大気圏外平和利用問題
- (二) 特別政治委員会——政治問題
  - A 南亜政府の人権隔離（アパルトヘイト）政策に起因する南アフリカ人種紛争問題
  - B 国連緊急軍（UNEF）
- (三) 第二委員会——経済財政関係
  - 特別基金の設置
- (四) 第三委員会——社会、人道、文化関係
  - （この項についてはあとで詳述）
- (五) 第四委員会——信託統治地域関係

- A 南西アフリカ問題
  - B 信託統治理事會報告
  - (六) 第五委員会——行政、予算関係
    - A 一九五九年度国連予算案審議
    - B 国連経費分担比率設定
- なお今回の分担比率による各国の順位と分担率は次の通りであります。

- (1) 米国……三三・五一
  - (2) ソ連……二二・六二
  - (3) 英国……七・七八
  - (4) 仏国……六・四〇（〇・八四増）
  - (5) 中国……五・〇一
  - (6) カナダ……三・一一
  - (7) 印度……二・四六（〇・四四増）
  - (8) イタリー……二・二五（〇・二二増）
  - (9) 日本……二・一九（〇・二七増）
  - (10) ウクライナ……一・八〇
  - (11) 露州……一・七九（〇・一八増）
- 日本として分担金比率増加について、いわゆる窮乏景気からの回復もまだはつきりせず、この率の増が他の国連のあらゆる機関に対しても適用されることも当然であるので、反対に大いにつとめたが、きき入れらるるに至りませんでした。

- 第六委員会——法律関係
    - A 仲裁裁判手続問題
    - B 国際法委員会報告
- さて、第三委員会は私が責任をもった委員会でありましたので、以下この委員会について、少し詳しく述べましょう。第三委員会は社会、人道、文化というようなひろい範囲にわたる問題を取り扱う委員会ですが、その性質上、約四十名の婦人代表並びに代表代理のうち、三分の二がこの委員会に出席しておりました。

議長はギリシャのツァルギリヌ夫人。婦人運動の先覚者でもあり厚生大臣もつとめた人で、相当の年輩の人でしたが、困難な第三委員会の議長を立派につとめました。ラポター、即ち報告者も婦人。ガリーナからの代表で、ユーモアに富み、人気をあつめていました。婦人の地位委員会では、ドミニカのバーナディノ女史、キューバのマナス女史なども、この委員会に出席し、仲々にぎやかでしたが、何といても大多数はそうそうたる男子代表によってしめられている、八十一か国からなる委員会です。

第三委員会議題の第一は例年の通り、経済社会理事會報告に対する一般討論で、この時八十一か国の代表は我も我もと意見を述べたのです。ユニセフ事業に対する感謝決議も、アフガニスタン政府が万難を排して阿片栽培製造を禁止したことに対する賞讃と、国連がア政府に対して及ぶべき技術援助その他の援助を与うべきであるとの決議なども、この経済社会理事會報告に対する討論の結果でありました。国連の仕事全体から見れば些細なことでしょうが、国連の世論の前にア政府が阿片の禁止にふみ切ったことを委員一同心から喜びあったのです。

第二に人権の分野における諮問的作業計画について審議いたしました。第二十回ECOSOC（経済社会理事會）及び第十回総会は、人権の分野での技術援助を与えることを決定し、これにもつづいて従来「婦人の市民的責任と公的生活の参加」——パンコックで開催され、高橋婦人課長の出席したもの——及び「刑法及び刑事訴訟法における人権保護について」の二つの問題について、三つのセミナーが開催されました。第二十六回ECOSOCは同種会議を一九五九年度においてセイロン、コロンビア、アルゼンチンの三か所で開

催することを決議しています。今度の総会第三委員会では、わが国は、コロンビア、キューバ、ドミニカ及び米國と共に、右エコソック決議を承認する趣旨の共同決議案を提出、六五対〇、棄権四で可決されました。この共同決議案は、国連の代表が、このため大いに活躍したわけでした。

第三に人権規約案の審議のため、今総会においても三十数回の会議を重ねました。この規約案は民族自決権をはじめとして、基本的人権を国際条約によって全人類に保障しようとするもので、第十回総会以来審議を重ねておりますが、何といても八十一か国の代表による審議は遅々として進み、第十三回総会においても未だ第七条から第十一条の審議を終了したのみであります。即ち第七条は非人間的待遇、拷問禁止規定、第八条は奴隷制度、強制労働の禁止（尚本条審議に当りドミニカのバーナディノ女史、キューバのマナス女史、また私からも児童結婚、持参金制度による児童結婚等も本条によって禁止せらるべきものとみとめる旨の発言がありました）、第九条は個人の自由と安全を保障する規定、第十条は被疑者、受刑者の待遇、そして第十条は契約不履行による投獄の禁止であります。

第四回国際連合亡命者高等弁務官報告の審議に関連して英国代表ブラウン女史から一九五九年を「世界亡命者年」と定め、亡命者問題解決のため、世界の関心をこの問題に集中したい。そのため各国連及び専門機関加盟国に協力を要請する旨の説明あり、これについての決議案は、英国、カナダ、ドミニカ、オランダ、ノルウェー、トルコ、米國が提案国となつて上程され、五六（日本をふくむ）対八、棄権九で採択されました。

第五は「国際保健医学研究年」の設定についてでありまして、これはウクライナの提案で一九六一年を、「国際保健医学研究年」とし、各国における保健衛生の協力を国際協力によって結集し、人類の健康の脅威となつてくるマラリア、結核、天然痘、コレラ、がん、瘧疾、小児麻痺の撲滅を期せんとするものであります。この企画をWHOが考慮することを決議したのであります。

第六の人民及び国民の自決権尊重に関する勧告、第七の報道の自由の二つの議案は、アジア・アフリカの新興国が、USSRその他連盟の支持を得て、大いに活躍したものであります。自決権に関しては、天然資源に対する恒久的主権をその地域に住む民族がもつべきだという観点から、経済的自決権の実情調査を行い、必要ならばその権利を強化するための委員会をもうけることを決議しました。この決議は、民族自決を実践して、国連の新しいメンバーとなったアジア・アフリカの新興諸国にとって大きな白星でありました。

第七の議題、報道の自由についてもアジア・アフリカ、また南アメリカの諸国、ソ連諸国の主張した報道の自由を制限すべきかの、制限事由の列記をふくむものであります。米英をはじめとする民主主義諸国が大いに疑念の念をもっていますし、かりに条約が出来あがっても、批准する国が極めて少く、事実上効力がないのではないかと懸念されます。

とまれアジア・アフリカ、特にアフリカ諸民族のめざめは、国際連合に新しい空気を吹きここんでいるのを感じさせられました。

第2表 各関係内職の諸条件

| 大分類        | 製品名       | 内職種類                  | 習熟期間<br>(平均)     | 時間当り生<br>産可能数量<br>(平均) | 単位・工賃<br>(平均) | 必要な機<br>械器具 | 備 考                         |
|------------|-----------|-----------------------|------------------|------------------------|---------------|-------------|-----------------------------|
| (1) 繊維製品関係 | メリヤス肌着    | えり・首まわり縫いさり           | 3年               | 6ダース                   | 1ダース30円       | カンヌイミシン     | 専業的、季節的繁閑なし                 |
|            |           | オーバーかけ                | 2年               | 8ダース                   | 1ダース20円       | オーバーミシン     | 極めて専業的                      |
|            |           | ボタン付                  | —                | 3ダース                   | 1ダース7円        | なし          | 内職として最も典型的、秋・冬忙             |
|            |           | ゴム通し                  | —                | 4ダース                   | 1ダース5円        | なし          | 同上                          |
|            | 布帛        | スナップ付                 | —                | 50組                    | 1組70銭         | なし          | 内職向、春・夏忙                    |
|            |           | パンツミシン縫製              | 1年               | 10枚弱                   | 1枚5円          | ミシン         | 同上                          |
|            |           | シミーズミシン縫製             | 2年               | 7枚                     | 1枚12円         | ミシン         | やや専業的、春・夏忙                  |
|            |           | 子供オープンシャツミシン縫製        | 3年               | 10枚                    | 1枚15円         | ミシン         | 同上                          |
|            | 既製服       | 背広上着まとめ               | 1か月              | 1/2着                   | 1着60円         | なし          | 合の場合は10円増し                  |
|            |           | 婦人ワンピースまとめ            | —                | 1枚                     | 1枚20円         | なし          | 特になし                        |
|            | 毛メリヤスセーター | セーターかがり               | 6日               | 7枚                     | 1枚4円          | なし          | 春閑                          |
|            | (2) 紙関係   | ハンカチーフ                | ハンカチーフ仕上げ(レッテル貼) | 5日                     | 15ダース         | 100ダース100円  | なし                          |
| 靴下足袋       |           | 靴下先かがり                | 5年               | 2.5ダース                 | 1ダース10円       | かがり機        | やや専業的、秋忙                    |
|            |           | 足袋コハゼ付・平縫             | 6か月              | 20足                    | 1足1.5円        | コハゼ掛特殊ミシン   | 同上                          |
| 出版製本       |           | 折り                    | 2年               | 1,000枚                 | 1枚3.5銭        | 竹べら、台       | 特になし                        |
| (3) 洋傘関係   | 事務用品      | 表紙はり                  | 3か月              | 60枚                    | (表紙1枚) 1冊40銭  | なし          | 同上                          |
|            | 紙器        | トムソン箱はり               | 1か月              | 50枚                    | 1枚10銭         | なし          | 特に季節的变化なし                   |
|            |           | 袋はり                   | 3日               | 200枚                   | 1枚4銭          | なし          | 同上                          |
|            | 広告マッチ     | 広告マッチレッテルはり           | 3日               | 250コ(枚)                | 1コ(枚)10銭      | なし          | 同上 箱の大小により単位工賃が異なる          |
| (4) 化学工業関係 | 洋傘        | ダボ付                   | 1か月              | 10本                    | 1本1.5円        | なし          | 一般にダボ付とクロロまきは同一の内職者で行われる、春忙 |
|            |           | クロロまき                 | 1か月              |                        | 1本1.3円        | なし          |                             |
|            |           | 張中(骨に布地をしぼりつけて中としをする) | 1か月              | 10本                    | 1本2.5円        | なし          | 春忙                          |
|            | 洋傘骨       | 取り付(部品を取り付ける)         | 1か月              | 30コ                    | 1コ25銭         | なし          | 冬忙                          |
| ロクロ付       |           | 1か月                   | 2ダース             | 1ダース10円                | くい切           | 夏閑          |                             |
| (5) 業地関係   | ビニール      | ビニールレインコートボタン付        | 2.5か月            | 40枚                    | 1枚2円          | ボタン付機       | 春忙、機械は事業所で貸与                |
|            | ポリエチレン    | ポリエチレン袋おり             | —                | ?                      | 1枚2銭          | なし          | 季節と関係なし                     |
|            | 造花        | 花びら接着                 | —                | 500コ                   | 1コ3銭          | なし          | 燃料(煤炭)代金は業者負担               |
|            | ボタン       | ボタンのヘソ付               | 1日               | 500コ                   | 1,000コ30円     | 薬品          | 春忙                          |
| (6) 業地関係   | ガラス細貨     | ガラスボール張つけ             | —                | 1,500コ                 | 1コ1銭          | ガラスボール皿     | 夏忙                          |
|            | 竹スグレ      | 機付け                   | 16日              | 150ブ(10枚)              | 1ブ12銭         | なし          | 「1ブ」とはスグレとし糸1本の上下の機付け       |
|            | 妻楊子       | 妻楊子束ね包装               | 7日               | 180束                   | 1束10銭         | なし          | 季節と関係なし                     |



大阪における  
家庭内職の実態

小林喜代

(1) 纖維製品関係内蔵

これから後に述べる農産関係以外の職種に比べて最も割高である。例えばテキヤス肌着の「ボタン付」は、つけるボタンの箇數によって単位工賃は一樣ではないが、一応平均をとり一打七円のものを一

内職補導行政の一環として、大阪府立内職補導所では、内職資材提供事業所の把握のための事業所実態調査をはじめ、内職従事者の実態調査等を行なつてきてゐるが、内職の態様は著しく複雑多岐であり、季節的繁閑が甚だしく、しかも内職をめぐる諸条件は一般的な景気循環によつて絶えず影響を蒙りがちであり、機械や技術の進歩改良によつても変化するから、限られた紙面では大阪府のすべての内職の実態について言及することは到底できないし、また無意味でもあるので、ここでは大阪府における内職として代表的と思われる職種について、主として工賃關係を中心に概観してみよう。

地方産業としての若干の職種を挙げるこ  
とができよう。因みに、内職資材提供事  
業所台帳より作成した業種別事業所数  
(第一表)によって、これら五種の全体  
におけるウェイトをみれば、繊維製品関  
係は、「衣料関係」と「洋品関係」の殆  
んどに該当し、印刷・製本・紙器関係は  
第一表では「紙関係」に、洋傘関係は  
「衣料」と「その他」に洋傘と骨とに分  
かれて該当し、第四、第五はいずれも「そ  
の他」

| 計     | %     |
|-------|-------|
| 982   | 48.4  |
| 167   | 8.2   |
| 597   | 29.5  |
| 281   | 13.9  |
| 2,027 | 100.0 |

る)  
に含ま  
れるか  
ら大阪  
におい

足袋・ネクタイその他の洋品雑貨等々「糸ヘン」と名の付く夥しい種類の製品がその範疇に含まれる。そしてこれら繊維製品に關係する内職種は、内職としては最もオーソドックスなものである。實際の内職種類をみると、「番多いのは、メリヤス肌着・布帛などの『ボタン付』『ゴム通し』など誰にでもすぐ出来る技術の要らない作業である。他方、これとは別にかなり高度の技術を要する紳士・婦人・子供服の『まどめ』、技術と更に機械をも必要とする『ミシン縫製』などの作業は提供量も提供領域も限定されているとみてよい。大阪府下全般に――多くの偏差はあるとしても――提供され

年の経験・熟練を要するからといって、直線的に時間当り工賃が上昇するわけでは必ずしもないが、「紳士服のまとめ」や「カッターブラウスの縫製」などは、「ボタン付」より少くとも割高な時間当り工賃となると言えるであろう。従って一日八時間勤くとして、二百円前後の収入にはなり、内職としては恵まれた方だといえる。尤も、季節的繁閑による需要量の増減は、内職には、避けられない制約であり、繊維製品関係もその例に洩れないが、大阪における内職種としては、比較的永続性のあるものといつてよい。もっとも近年、オートメーション化の進みをくって、ボタン付機械が登場し、採

第1表 業種別事業所數

| 業種別   | 大阪市内  | 郡 部 | 計     | %     |
|-------|-------|-----|-------|-------|
| 衣料関係  | 871   | 111 | 982   | 48.4  |
| 洋品関係  | 129   | 38  | 167   | 8.2   |
| 紙 関 係 | 528   | 69  | 597   | 29.5  |
| そ の 他 | 130   | 151 | 281   | 13.9  |
| 計     | 1,658 | 369 | 2,027 | 100.0 |

(内臓資材提供事業所台帳による)

に含まれるから大阪において資材提供事業所の分布から見ても、繊維製品関係と印刷の他に、婦人・子供服の「まどめ」、技術と更に機械をも必要とする「ミシン縫製」などの作業は提供量も提供領域も限定されているとみてよい。大阪府下全般に——多少の偏差はあるとしても——提供され得、かつ普遍的な繊維製品関係内職種について、その諸条件を示せば第二表（繊維製品関係の項）のとおりである。（以下同様に各項参照されたい）

先にも述べたように、必要とする技術、乃至機械器具、経験年数等によつて、工賃が高低するのは言うまでもないが、平均的にみて、一時間当り工賃（單位工賃×一時間当り生産可能數量）は、

約であり、纖維製品関係もその例に洩れないが、大阪における内職種としては、比較的永続性のあるものといつてよい。もっとも近年、オートメーション化の進みをくつて、ボタン付機械が登場し、採算さえとれば内職にとって代ることになるかもしれないが。

(2) 紙製品関係内職

第一表に明かなように纖維製品関係内職の圧倒的比重に比すれば、紙製品関係内職の需要はぐっと少ないが、しかし殆んど大阪全域にわたつて、事業所が分布しており、決して軽視しえない存在である。紙加工も、印刷・製本工程、紙器製

造工程、文具製造工程において、それぞ  
れきわめて多様な内職種が含まれてい  
る。それら各製品の各工程における代表  
的な内職種の諸条件を整理して、第二表  
(紙関係の項)に示すと、印刷製本工程  
では「折り」「紙合わせ」「表紙はり」  
等の職種を挙げることができ、それら  
の中の本命は「折り」で、これにはか  
りりの習熟を要し、「折り屋」と称する  
専門業者が出てくる程であるから、時間  
当り工賃も平均3.5(時)×1,000(分)＝  
3,500(円)となり紙関係では割高である。  
しかし、これは機械化の進展に伴って漸  
次消滅していくことが予想される。紙器  
関係内職はさらに雑多であり、作業は似  
ていても材料や形状が区々であるから、  
工賃や作業量もとらえにくい。ここでは  
最も単純な伝統的な内職である「袋はり」  
についてみると、時間当り工賃は平均  
4(時)×200(分)＝800(円)であり、他の職  
種も大体これと同じ乃至それ以下とみて  
よい。

紙関係内職として便宜上含めたが、「広  
告マッチ」のレッテルはりと同じく単純  
な内職ではあるが、宣伝広告の戦況の  
今日、内職発注量も今後いよいよ多くな  
ることが予想され、時間当り工賃も、平  
均10(時)×250(分)＝2,500(円)前後となり、  
特殊技能や工具を必要としない内職とし  
ては、悪くないと思われる。ともかく紙  
製品関係は、機械関係に比すれば、仕事  
は単純で工賃は割安ではあるが、大体に  
季節的変動が少く、需要は現状維持のみ  
とおしであるから、まず安定しているとい  
言える。

(3) 洋傘・骨関係内職  
和傘は元来、地方産業であり大阪には  
あまり関係がないが、他方、輸出用洋傘  
製造は全国の四割に達しており、大阪的  
内職として洋傘製造工程に属する内職  
も紹介すべきであろう。

#### (4) 化学工業関係内職

この範疇には、合成繊維と共に戦後急  
速に伸展したビニール・ポリエチレン・  
プラスチックを筆頭に、古くからあつ

た造花・棉・プラスチック製造など  
が入る。各々業種によって状況は異な  
るが、大阪の内職業種として持つ意義は少  
くない。ビニールを除けば各業種共、事  
業所の経営規模が例外なく零細であり、  
季節乃至需要の変動甚しく、作業工程が  
単純で、きわめて低賃金である。新興産  
業であるビニール・ポリエチレン・プラ  
スチック関係については詳らかにないが、  
「ベソ付」の方でも(時)×(分)×(円)＝  
5(時)×1,000(分)×5(円)＝25,000(円)と  
分が一五円前後であり、「テラプまき」  
のみ三〇円程度を示すにすぎない。業者  
自体の零細性からみてこのように内職と  
して劣悪な条件の下にあるのは当然で  
はあるが、業界の見通しとしてはさして  
悲観するほどのこともないから、ここで  
もやはり検討を要する問題が残る。

(5) 地方産業関係内職  
(4)の項であげたボタンも、あるいはこ  
こに入れるべきであったかもしれないが、  
主として府下中河内郡のみでみられ  
る。最後に大阪府下のある特定の地域に  
のみ提供されている内職種として、富田  
林市及び北郡八坂村のガラス細工(グ  
ラスボールと模造真珠)と、河内長野市  
周辺の竹製スグレ及び妻楊子製造の二種  
にまつる内職種を簡単に紹介しておこ  
う。共に主として輸出品であるが、  
ガラス細工については、模造真珠だ  
けで年平均二〇億の輸出額を示し、外貨

(大阪内職公共職業補導所長)



## 内職仲介業の実態

森井順治

内職発注業者と内職者との中間にあつ  
て、内職資材の取次、あっ旋などの仲介  
の務を取る所謂内職仲介業は、最近のよ  
うに内職が一般化し、また地域的にも広  
範囲に需要が生じるに伴って、自然的必  
要から、あるいは発注業者の要請から各  
地に多数の存在が目立ち、内職の需給の  
上に大きな分野を占めて、利用されてい  
るのが実情である。

一口に内職仲介業といっても、家庭の  
主婦が副業として業者の委任によって取  
扱手数料を得る単なる取次ぎをする、極  
めて小さいものから、男子がかり切り  
で従業員を雇用して、大量に引受けて仲  
介を専業としているものまで、さまざま  
である。

当所が昨年八月から二か月間にわたつ  
て、名古屋市内の仲介業を把握調査した  
ところによると、一応一〇か所の確認  
をしたが、まだまだ把握し得ない一表  
面に現れないところの仲介を行う者も  
尚相当あり、又その他の市及び郡部にゆ  
くほど二次三次の仲介を行う者があるこ  
とも推測されているが、正確に全数を把  
握することは困難である。

調査に現れた結果についてみて、  
婦人がこれにたずさわっているのが、全  
体の八〇%の多きに達しているが、その  
七三%が副業として行なっているのに対  
し、二〇%にすぎない男子は、いずれも  
専業である。

また、婦人が副業で行なっているもの  
の殆んどは製造業者の専属取次所として  
単なる取次に従事しているものである。  
仲介を行なっている者の年齢をみると  
三〇歳から五〇歳までが七四%、五〇歳  
以上が二二%であつて、配偶者のある者  
が八六%を占めている。未亡人は二二%  
にすぎない。

また、これら仲介業者は、その殆んど  
が自らこれを行うか、家族がこれを手助  
けする程度のもので、雇用従業員を有す  
るものは僅かに一・八%であるが、社員  
三六二人がこれにたずさわっていること  
となる。そのかかえている内職者の数を  
みると総数四、六八八人で一か所平均四  
二人と比較的多数を示しており、仲介に  
従事する者一人当たりが、平均一二・七人  
の世話をしているといえる。

仲介業者が内職の取次ぎとなり、仲介の  
報酬即ち手数料に類するものとして得る  
収入の形式には四つある。即ち、仲介の  
取扱量(内職工賃の合計で算定する)に  
対する一定の率によって計算した金額を  
別途発注業者から受取る取扱歩合制、仲  
介業者が発注業者から内職工賃を含めた  
一切の金額で引受けて、自分の責任にお  
いて計算し、手数料を天引きして内職者  
に工賃を支払う請負制、発注業者から固  
定給として受取る手当制、或るいは手当  
制と歩合制を併用する方法がある。

いづれにしても、無報酬で仲介を行わ  
ない以上は、名目の如何、方法の如何に  
かわらず、結局は内職工賃の枠のうち  
から程度の差はあれ、ピンハネされる結  
果になることは免れないといえる。

調査の結果では、取扱歩合制によつ  
ている仲介業は全体の五五%を占め、請  
負制は一五%、手当制二四%、手当制と  
歩合制の併用が六%ある。

取扱歩合制による場合は発注業者が  
歩合を定めるのであつて、取扱った内職  
総工賃に対する一〇%が最も多く全体の  
七六%を占め、最低は五%から最高二〇  
%まで平均して一〇%である。

また、請負制による場合は、発注業者  
と関係なく自己の計算で定めるところ  
に採取の弊害が生じ易いといえるが、そ  
の率は、請負った工賃の二〇%が最も多  
く、約半数近くを占め、最高は五〇%の  
甚だしいものから最低は一〇%までであ  
つて、歩合制と比較して高率となつてい

る。又、手当制としては、月三千円から  
五千円までが六八・四%を占めている。  
では、これらの一〇%か所の仲介業者  
が月にどれ位の内職の仲介をしているか  
をみると、時期によって変動はあるが、  
昨年の八、九月頃で、一か月総額約七百  
万円の内職工賃を取扱っている。一か所  
の最高は七〇万円から最低三千円まであ  
つて、仲介業の内容によつて甚だしい差  
があり、平均すると一か所六万四千円  
の取扱高を示している。そしてその報酬  
として得た総額も月に一四〇万円近くに  
上つており、総平均した報酬率は一か所  
一九・五%を示している。

このように仲介業者が得ている報酬に  
は、一部に不当な率によつて得られているもの  
があることが全体の仲介業を不詳にし、仲  
介業無用論を生ずる原因となつてい  
る。しかし、内職の需要が広範囲になるに  
従い仲介業の果たす役割は大きいもので  
あるが、仲介業の生計的存立のむずかし  
さがあり、その収入——仲介の報酬——  
を良心的に少額に止めようとするれば生計  
が成り立たず、多額にすれば不祥を買  
い、内職者が寄りつかず、業として成り  
立たないなど多くの問題がある。

今回の調査は、訪問聴取の方法によ  
つたが、訪問件数一二五件のうちで「五  
件の既存仲介業が転廃業していることを  
発見し、この業態の存立のむずかしさと  
変動の激しさの一端をみせられた。  
以上、調査に基づき内職仲介業の実態に

ついで述べたが、これらを通過して格す  
ることは、内職仲介の形態も、その業務  
の運営も既に区々であり、業として確立  
されるに至らず、不安定な感がふかい。  
しかも、この不安定な仲介人に頼って  
内職を得ている者の数は予想外に多く、  
なお調査で把握しえない隠れた仲介人の  
数も相当に存在することが推測されるの  
で、それらを含めると内職者の数は一層  
増加することと思われる。内職発注業者



## グループについて

福田さと子

開所三周年を記念し、去る十一月に婦  
人少年局長の御臨席を頂いて、優良グル  
ープリーダーの表彰式を挙行する  
ことが出来たが、この表彰の陰には、百  
余のグループを結成し、幾多のものが消  
滅しているのである。

現在活躍しているグループは四十余、  
これとて数多の曲折を繰り返しており、補  
導所の目的と主旨を理解して協力を惜し  
まない優秀なグループが相当ある。

神奈川県は、諸種の事情から重点をグ  
ループ活動にかけて来たので、数的に見  
れば、現在活動に運営されている四十あ  
まりのグループを結成し得たことは、大  
きな収穫であった。同じ方法で同じよう

るグループを模倣するものがあることであ  
る。内職問題もようやく世論にのぼり、  
評価されるようになったせいから、或る  
いは何かためにするものがあるかは知ら  
ないが、あまりにも第三者が関心を持ち  
過ぎる。とにかく親切に手を貸したり  
するから思えば、業者等と問題が起きた  
り、何か事故があったりすると姿を現わ  
さないようである。苦情処理をすませる  
と、又何か彼やと口を出さずらいが、と  
にかく本部によく見られる傾向である。

僅かな予算とすくなくない人員で、果下を  
管内として運営するためには、関係機関  
の協力もさることながら、特に当所にと  
って何よりの協力者として、さながら内  
職補導所の出先機関の如き事柄まで進行  
してくれるグループリーダーの存在は、  
得難いものである。常に内職事情の情報  
を流してくれ、また、新規事業所を開拓  
してくれるような、特殊のリーダーは別  
としても各グループの区域内での内職相  
談、講師の助手等、よきグループリーダ  
ーの援助はすくなくない。これらグル  
ープリーダーの特徴は揃って、  
○収入を得るために内職をはじめた人。  
○仕事をしたい同志が最初二人か三人か  
集って始めた。  
○既成のグループでない。  
○奉仕の觀念のある人。  
○統制力が強く、がまん強い人。  
○理くつ抜きの親切者で、人の口車にの  
らない。

(神奈川内職公共職業補導所長)

## 当事者からきく



### 神奈川内職グループ リーダー座談会から

昨年十二月、神奈川の内職公共職業補  
導所が主催した県下内職グループのリー  
ダー座談会に出席させていただいた。神  
奈川県では、十一月末、開所三周年を迎  
えて、優良グループ代表の知事表彰が行  
われたので、このような経験を積んだり  
リーダーから経験や苦心談を聞き、始めて  
間のない一年組リーダーの参考にしよう  
というのである。新旧リーダー約十名が  
出席し、福田所長が司会をされた。

最初に、出席したグループの自己紹介  
があり、問題点について話しあわれた。  
西区グループ——三一年一月最初三人

で発足し、一年たつてやっと二〇人だっ  
たのが、現在登録人員三〇〇名の大世帯  
になった。補導所が近いので、仕事人も  
都合よくまわしてもらえ、直接頼みに  
くる人もある。補導所の窓口の代り  
をすることもある。リーダーの小森さん  
は、今こそ決してやめる気はないが、始  
めの一年くらいは困難で、リーダーをや  
めた他のグループに入ってもらおうと思  
ったことも何度あった。内職者は未亡  
人が多く、今では、会員の中に二十人く  
らい、親身になって、一緒にやってけれ  
る人ができた。世間から内職サロンなど  
という名で呼ばれている。

仕事は防臭剤の「アミ袋」、くつ下、手袋  
のしゅう、ネッカチーフのふち縫い、  
縫いぐるみのおもちゃなど、なかなか多  
種類である。小森さんは手芸が得意で、  
特別に手芸を学んだこともあり、縫いぐ  
るみのデザインや紙型を、業者の依頼に  
よって考案し、提供しているという特殊  
なケース。業者からは大いに重宝がられ  
ているが、この特技に対する報酬は別に  
支払われておらず、工賃の中に含まれら  
れているので、リーダーとしては、やはり  
他の工賃と同じ一割の手数料しかとって  
いない。

茅ヶ崎地区グループ——リーダーの斎  
藤さんは民生委員を十年もしていた人で  
人の世話をすることが何よりも好き。前  
から内職の世話をしていたが、底なしの  
袋を貼ってこられたり、出来上がってみ

たら引取りがなかったり、ホトホト困っ  
ていた時に補導所ができて、講習しても  
らった。仕事のルートを分けてもらっ  
たり、それにピンハネがないので皆喜んで  
仕事の方も良心的にしてくれる。仕事は  
ホドシンの包装、手袋のしゅうなど。  
戸塚区上倉田グループ——リーダーの  
馬場さんは前から内職の世話をしていた  
バズルのコマの着色で二回とも全部オシ  
ヤカだと云われ、工賃は支払われず、もう  
ごめんだと思っていたところ、補導所が  
出来てさそれ、始めはいやいや顔を出  
していたが、補導所の指導で、今は登録  
人員四〇名(常時一七七八名)で、おもに  
防臭剤の「アミ」を作っている。この仕事は  
年中切れることがないので、内職者、業  
者ともに喜んでおり、現在はスムーズに  
いっている。月最低七〇〇円から二、〇  
〇〇円までの収入がある。

厚木地区グループ——細物や紙バッグ  
(小学館の雑誌の附録などを作っている  
が、紙バッグの方が仕事はやさしく、数  
をこなせばよいので喜ばれ、細物の引受  
け手がだんだん少なくなっている。紙バ  
ッグには延人員四〇〇・五〇〇人が従事  
し、五〇万円の成績をあげた。材料は小  
学館が直接自動車運んでくれる。

南区グループ——内外メリヤスのく  
つ下の目取しゅうの仕事で、簡単な線  
を入れるだけだが、コンがある。一つ目  
が狂っても他のものと模様がそわわな  
くなるので、厄介である。

伊勢原地区グループ——去年二月、補  
導所が講習を行い、一〇〇人くらいが講  
習を受けたが、いざ仕事を始めると、一  
五・六人しか参加がなかった。いなか  
ので、内職ははつきりしたものと思っ  
てらした。

西奈野地区グループ——伊勢原に隣  
て講習を受け(約一〇〇人)、現在一五  
・六人。周囲は農家が多く、農閑期には  
散ってしまいが、農閑期には二五・六人  
にふえる。農業の裏付けがあるせいか、  
仕事は切れてもわりとんびりしてい  
る。輸出用の細物(子供の帽子など)を  
引受けているが、熱心で、技術も進み、盛  
んでやっている。

清水が丘グループ——港南労働者の寮  
で二〇世帯がまとまっている。ワイシャ  
ツを入れるセロファンの袋を作っている  
技術もよいし、よい成績をあげて業者か  
らも喜ばれていたが、最近あまり振わな  
くなった。世帯はまとまっているが、子  
供が多く、一旦三・四時間しか仕事で  
きかない。それに工賃の払いが約束の月  
一・二日きつとおくれるので、いやが  
り。やめる人が多くなった。夫の仕事  
は月二十日あればよい方で、十日、十  
四日くらいとときもある。だから、内職  
の工賃はこのグループの人たちにとって  
は大切な生活費なので、工賃があてられ  
ていない日に入らないと、感情的にもい  
やがさしてくる。人数が少なくなると、  
まとまったよい仕事もあてないし、し

者の損っているものよりはるかに工賃がよい。すぐ隣の平塚で同じ仕事をしているが、茅が崎で九〇円のもの、平塚では五五円、一一〇円のもの、八五円というように開きがあり、いわゆるピンハネ屋は四割五分くらいまで頭をはねることがグループ員にもはつきりわかり、この点仕事がいやらしい。

西区の小森さんの話——仕事が順調にいつているときはよいが、ちょっと事故があると費用がかかる。たとえば、何か一つ材料が足りなかったり、あとから変更があったり、突然急ぎの仕事が入ったりすると、長距離電話、速達と、思いがけない費用がかかってしまう。現在、一か月出来高五万から一〇万の仕事をして一割いただいている。一万円なんてずいぶん多いと思ったが、内職者の人数がふえれば、それだけ費用は多くかかるので、やはり一割はぎりぎりの線だと思ふ。

このほか、材料・製品・工賃などの受渡の原簿の手控えの方法をたがいに披露しあったり、それぞれに得るところが多い集まりであった。

神奈川では福田所長が中心となり、まず各地に出張講習を行い、その結果一〇〇以上のグループを作ったが、現在残って活動しているのは四一グループである。また始めは事情がよくわからず工賃の未払いがあるというので、業者にねじこんでいったら、不良品を直せといつて

も直さないから工賃が払えない、といふような事情があることがわかり、業者をおこらせたり、却ってこちらが赤面して引退ったりということもあった。また、よいリーダーを得ることが仕事を進めめる上に何よりも大切なことで、その点でも始めは苦労が多かった。補導所としてはリーダーを養成することも大切な仕事だと思ふ、ということであつた。

熱心な福田所長は、どんな仕事も一度は必ず自分でやってみるし、時にはデパートの品物の価格や仕立方などを、上から下まで見てまわり、参考にするなど、この仕事に情熱を傾け、献身しておられるように見受けられた。

なお十二月二十八日、神奈川で表彰されたグループと業者は次の通りである。

○グループ代表

知事賞

西区グループ代表 小森 淑子  
川崎地区グループ代表 植松 正子  
茅ヶ崎地区グループ代表 斎藤 小穂

労働部長賞

戸塚区上倉田地区  
グループ代表 馬場 菊江  
小和田地区グループ代表 千葉 敏

○事業所

知事賞 井上友吉商店（東京）  
労働部長賞 津田商店、湘南包装所・佐賀手芸編物所・至功会

（以上神奈川県）

東京内職公共職業補導所と業者を訪ねて

暮もおしつまったある日、東京の内職補導所に清水所長をお訪ねして、近況やこれからの仕事の進め方などについてうかがい、その上で、所長に紹介していただいた東京の優秀な業者、井上友吉商店を訪問し、業者の側から、内職の問題点について御意見をきかせていただいた。

大東京の内職の窓口として昭和三十一年五月発足し、三十二年五月、豊島区から現況、在の江東区深川門前仲町に移転したが、今のところ個人的利用者は足代のいらぬとい事務所に近いところの人が多いのとと。昭和三十三年四月と三三年三月末の新規相談受付者数三、三三〇人の中で、墨田区一九六、江東区九六〇、板橋区四六五、江戸川区一七四が多い地区である。

最近には内職者の集団化の傾向があり、新しい集団住宅街や駐留軍離職者、吉原赤練地区の小売業者四五世帯の集団、また、板橋の人員三六〇人という大グループなどを扱ってきたが、グループも余り規模が大きくなると、仕事に伴わなかったり、運営費がかかりすぎたり、また世話役の無料奉仕が限度を超えたりして、ゆきづまってしまう。板橋のグループは双葉会といつてもデルグループとなることを目標に、熱心なりーダーのもとに、最初八人を出発し、三八〇人にまでふく

らんだが、共同作業場兼資材置場を月五千円で借りたのが、運営に無理だったためか、指導者は十万一円の借金を負って、二年半でつぶれてしまった。また吉原のグループも小売商の主人三人が中心になつて、小学館の専属で、付録の仕事をやリ、一時は成功していたが、やはり運営費の問題で続かなかつた。

グループというものは、生まれたり消えたりするものではあるが、こういう点からみると、一つのグループの人数は三〇人前後が一番適當かと思う。雑誌の付録の何十万という数でも、二〇人くらいれば、一か所で間に合わせられる。それから、リーダーの養成ということも、もっと考え、リーダーには補導所が手当を出すようにしたい、というのが清水所長の御意見であつた。

では、どういふ人がリーダーに適するが、統率力があり、世話好きで、サビス精神に富む人。また内職に従事する人の生活環境は種々様々であるから、グループ員の家庭条件・個性・技能程度・責任感などについて知ることが大切である。

責任者の仕事としては、資材の受入と配分、工資の一括受領と各人への仕払、製品材料の保管（保管場所）、発注事業所・補導所との連絡等がある。

東京としては、三四年度の計画として、地域的偏在をなくすため、地区に相次ぎ、技術指導のための八ミリ映画機もほしい

ぜんすべてがくずれてゐる。このグループでは奈良(男)が業者との間に入つて工賃の受渡しなどやっているが、そこに何か釈然としないものがあるように目受到了。

つぎに、話しあいの中から問題点を拾つてみよう。

「材料の入る時期について」材料が入る期日と製品の納期との間が短いと、リーダーの苦勞は大きい。西区のリーダー小森さんの話によると、この地区では毎週月曜日をグループ員が材料を取りにくる日にきめてある。ところが材料の入るのはたいてい日曜の夜なので、その日は徹夜で糸を数える。一回分一万五千本くらいの糸を断つのだが、ひと晩で七千本も断つたと、翌日は腕が上らなくなつてしまふ。この材料分けを各人にまかすと、あとで足りなくなつたときに、自分の責任になるから、結局、裏の時間を働めても自分で間に合わせることになる。

妻が姉の奇藤さんは、材料を数えるときは娘さんに手伝ってもらふ。それでも間に合わないときは人を頼む。この仕事は想像以上に手がかかるから、娘がいなかつたらとてもできないとのこと。せめて五日くらい前に材料を届けてもらえたら、というのが皆の希望であつた。

「在野が切れないようにするには」「内職する人の中には、わがままで気の移りやすい人が多い。」これも「三のリーダーから云われた」とである。仕事があ

まう。電柱などの貼紙を見て一円でも工賃のよい内職があれば、すぐ高い方に流れていく。内職の仕事は一年のうち十か月あればよい方なのだが、仕事が切れるとリーダーの責任のように思い、一日も待てないという態度の人もある。ひと目も仕事に切れようものなら、人が散ってしまつて、次の仕事が出たときに、人集めにてゐると舞させられる。

リーダーはこういう仕事の切れ目をつなくために、多少期限に余裕のある仕事を、よき人から心がけておく必要がある。西区の小森さんは絹物や和裁などの注文を個人的に受けておき、グループ員の中から、絹物、和裁、洋服など、各人の技能別にリストをつくつておいて、その中に適した仕事をまわす。また、ネッカチーフのふち縫いの仕事はアミ袋の仕事と時期がずれているので好都合だったし、工賃もよく、腕のよい人は一日千円の仕事をできる。半月くらい仕事があり、二万五千円（但し動力ミシン、糸代二千円は自分持ち）くらいになつて、内職としては最上の仕事だが、一日千円もの仕事を上げるには、食事のひまもないほど忙しい。半月は妹を手伝いに頼む。小森さんはこのほか、前記したように、輸出用動物の縫いぐるみをつなごの仕事に携わっている。これは一か月くらいの期間があるもので、好適である。

期期を守る苦心 内職者の中には、期の前になつて、できないからと言つて材料を返してくる人がある。そういう場合には、一人で夜中までかかつても仕上げなければならぬ。団体行動に馴れた人い人が多いので、おかれて持つてくる人が一人でもあると、その人のために、また品物を納めに、電車賃を使つて行かなければならない。上倉田の屠場さんの店では手袋ししゅうをするのに、メリヤス編みの目が上を向いているか下を向いているかわからない人もあり、始めは納品に間に合う人がなかつたほどで、できてきたものも、目の指い方がまちがつていたので、納期を前にほゞいてやり直したこともある。こんなことも多いので、伊勢原地区では、山をかけて納期を半日早くしておいて、できなかつた人の分を、その時間に、近所の人にも手伝つてもらつて仕上げ、納期に間に合はしてゐる。

検品の苦心 リーダーの仕事として、検品も大変な仕事だが、納品しても不良品で返されれば何にもならないから、検品の前に、必ず念を入れて検品することである。手袋のししゅうなど、甲と裏裏が縫い合はさつていないか、一つずつ、ハシを入れて測べる（芽が筋）。

不良品が出たとき いわゆるオシヤカが出た場合、業者から返されたのを一人で直すリーダーの苦心もあるが、グループの全員に手伝つて直してもらい、それが却つてグループ員を育てるのに役立

けるのに、親系でするのを、白糸でつづけたため、無事に納品をすませ、やれやれと思っている、一週間もたつてから、銀糸に直すように戻された。当人は白糸の方がよいと思つてしたことなのだから、「注文通りにする。」ということも、内職者の心得として、リーダーが注意しなければならぬことである。

こういう場合の処置について、所長さんには、製品にグループ名を書いた札がついている間は、こちらが責任を取るが、一度札をとつてからは、責任をとる必要はない、これは業者との協定であるからこの線は決してくずさないようにとのことであつた。

**工賃・手数料の問題** ピンハネを亦なくし、内職者の工賃を少しでも多くするとは、内職指導の大きな眼目であるが、リーダーがグループ員のために働く場合、必要な費用や手当てという意味で、グループの出来高の中から、どのくらいの金額が支払われているだろうか。茅が前の斎藤さんの話——「料をいたさ

いっているが、最初は自分がピンハネ屋になつたような気がしていやだつた。しな

し実際に仕事をしてみると、これでや」と仕事がいまく進むことがわかつた。女

通費や、連絡の電話・通信費、手依い

頼む費用など相当かかるので、「料は必

然ではないかと思う。また、工賃の点に

いて、補遺所で扱っているものは、仲介

*(continued)*

ぜんすべてがくずれてゐる。このグループでは奈良(男)が業者との間に入つて工賃の受渡しなどやっているが、そこに何か釈然としないものがあるように目受到了。

つぎに、話しあいの中から問題点を拾つてみよう。

「材料の入る時期について」材料が入る期日と製品の納期との間が短いと、リーダーの苦勞は大きい。西区のリーダー小森さんの話によると、この地区では毎週月曜日をグループ員が材料を取りにくる日にきめてある。ところが材料の入るのはたいてい日曜の夜なので、その日は徹夜で糸を数える。一回分一万五千本くらいの糸を断つのだが、ひと晩で七千本も断つたと、翌日は腕が上らなくなつてしまふ。この材料分けを各人にまかすと、あとで足りなくなつたときに、自分の責任になるから、結局、裏の時間を働めても自分で間に合わせることになる。

妻が姉の奇藤さんは、材料を数えるときは娘さんに手伝ってもらふ。それでも間に合わないときは人を頼む。この仕事は想像以上に手がかかるから、娘がいなかつたらとてもできないとのこと。せめて五日くらい前に材料を届けてもらえたら、というのが皆の希望であつた。

「在野が切れないようにするには」「内職する人の中には、わがままで気の移りやすい人が多い。」これも「三のリーダーから云われた」とである。仕事があ

まう。電柱などの貼紙を見て一円でも工賃のよい内職があれば、すぐ高い方に流れていく。内職の仕事は一年のうち十か月あればよい方なのだが、仕事が切れるとリーダーの責任のように思い、一日も待てないという態度の人もある。ひと目も仕事に切れようものなら、人が散ってしまつて、次の仕事が出たときに、人集めにてゐると舞させられる。

リーダーはこういう仕事の切れ目をつなくために、多少期限に余裕のある仕事を、よき人から心がけておく必要がある。西区の小森さんは絹物や和裁などの注文を個人的に受けておき、グループ員の中から、絹物、和裁、洋服など、各人の技能別にリストをつくつておいて、その中に適した仕事をまわす。また、ネッカチーフのふち縫いの仕事はアミ袋の仕事と時期がずれているので好都合だったし、工賃もよく、腕のよい人は一日千円の仕事をできる。半月くらい仕事があり、二万五千円（但し動力ミシン、糸代二千円は自分持ち）くらいになつて、内職としては最上の仕事だが、一日千円もの仕事を上げるには、食事のひまもないほど忙しい。半月は妹を手伝いに頼む。小森さんはこのほか、前記したように、輸出用動物の縫いぐるみをつなごの仕事に携わっている。これは一か月くらいの期間があるもので、好適である。

期期を守る苦心 内職者の中には、期の前になつて、できないからと言つて材料を返してくる人がある。そういう場合には、一人で夜中までかかつても仕上げなければならぬ。団体行動に馴れた人い人が多いので、おかれて持つてくる人が一人でもあると、その人のために、また品物を納めに、電車賃を使つて行かなければならない。上倉田の屠場さんの店では手袋ししゅうをするのに、メリヤス編みの目が上を向いているか下を向いているかわからない人もあり、始めは納品に間に合う人がなかつたほどで、できてきたものも、目の指い方がまちがつていたので、納期を前にほゞいてやり直したこともある。こんなことも多いので、伊勢原地区では、山をかけて納期を半日早くしておいて、できなかつた人の分を、その時間に、近所の人にも手伝つてもらつて仕上げ、納期に間に合はしてゐる。

検品の苦心 リーダーの仕事として、検品も大変な仕事だが、納品しても不良品で返されれば何にもならないから、製品の前に、必ず念を入れて検品することである。手袋のししゅうなど、甲と裏裏が縫い合はさつていないか、一つずつ、ハシを入れて測べる（芽が筋）。

不良品が出たとき いわゆるオシエカが出た場合、業者から返されたのを一人で直すリーダーの苦心もあるが、グループの全員に手伝つて直してもらい、それが却つてグループ員を育てるのに役立

けるのに、親系でするのを、白糸でつづけたため、無事に納品をすませ、やれやれと思っている、一週間もたつてから、銀糸に直すように戻された。当人は白糸の方がよいと思つてしたことなのだから、「注文通りにする。」ということも、内職者の心得として、リーダーが注意しなければならぬことである。

こういう場合の処置について、所長さんには、製品にグループ名を書いた札がついている間は、こちらが責任を取るが、一度札をとつてからは、責任をとる必要はない、これは業者との協定であるからこの線は決してくずさないようにとのことであつた。

**工賃・手数料の問題** ピンハネを亦なくし、内職者の工賃を少しでも多くするとは、内職指導の大きな眼目であるが、リーダーがグループ員のために働く場合、必要な費用や手当てという意味で、グループの出来高の中から、どのくらいの金額が支払われているだろうか。茅が前の斎藤さんの話——「料をいたさ

いっているが、最初は自分がピンハネ屋になつたような気がしていやだつた。しな

し実際に仕事をしてみると、これでや」と仕事がいまぐ運ぶことがわかつた。女

通費や、連絡の電話・通信費、手依い

頼む費用など相当かかるので、「料は必

然ではないかと思う。また、工賃の点に

いて、補遺所で扱っているものは、仲介

100

東京内職公共職業補導所と業者を訪ねて

暮もおしつづいたある日、東京の内職補導所に清水所長をお訪ねして、近況やこれからの仕事の進め方などについてうかがい、その足で、所長に紹介していただいた東京の優秀な業者、井上友吉商店を訪問し、業者の側から、内職の問題点について御意見をきかせていただいた。

大東京の内職の窓口として昭和三十一年五月発足し、三十二年五月、豊島区から現在の江東区深川門前仲町に移転したが、今のところ個人的利用者は足代のいらない事務所に近いところの人が多いとのこと。昭和三十二年四月―三三年三月末の新規相談受付者数三、三三〇人の中で、墨

グループも小売商の主人三人が中心になって、小学館の専属で、付録の仕事をや

り、一時は成功していたが、やはり運営費の問題で続かなかった。

グループというものは、生まれたり消えたりするものではあるが、こういう点からみると、一つのグループの人数は三〇人前後が一番適当かと思う。雑誌の付録の何十万という数でも、二〇人くらいいれば、一か所で間に合わせられる。それから、リーダーの養成ということも、もっと考え、リーダーには補導所が手当を出すようにしたい、というのが清水所長の御意見であった。

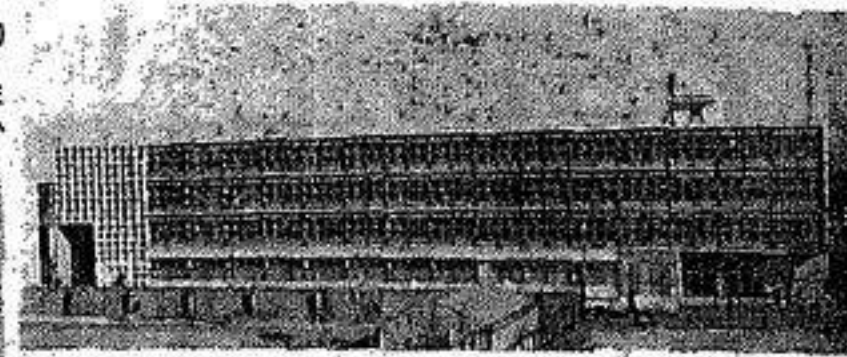
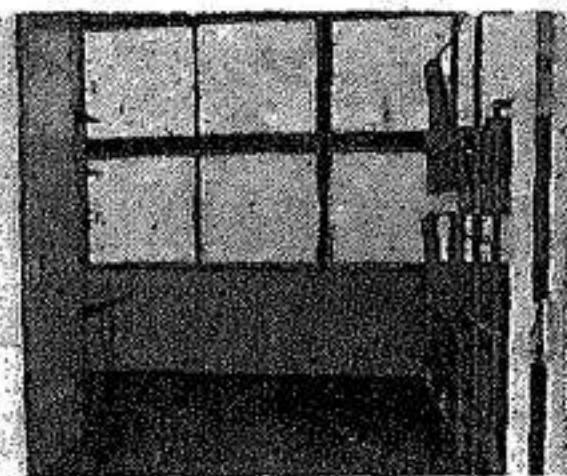
五、江戸川区一七四が多い地区である。  
最近は内職者の集団化の傾向があり、新しい集団住宅街や駐留軍離職者、吉原赤練地区の小売業者四五世帯の集団、また、板橋の人員三六〇人という大グループなどを扱ってきたが、グループも余り規模が大きくなると、仕事に伴わなかったり、運営費がなかりすぎたり、また世帯役の無料奉仕が限度を超えたりして、が、統率力があり、世話すきで、サービスピ精神に富む人。また内職に従事する人の生活環境は種々様々であるから、グループ員の家庭条件・個性・技能程度・責任感などについて知ることが大切である。  
責任者の仕事としては、資材の受入と配分、工資の一括受領と各人への支払、製品材料の保管（保管場所）、発注事業所・補導所との連絡等がある。

ゆきづまっししょう、板橋のグルッポ付  
双葉会といつてモデルグルッポとなるこ  
とを目標に、熱心なリーダーのもとに、  
最初八人で出発し、三八〇人にもあぐく  
て、地域的偏在をなくすため、地区に相  
散員をおきない。また、機動的な車や、  
技術指導のための八ミリ映画機もほしい

[Return to top](#)

勤く年少者の保護育成が強く叫ばれている折柄、全国初めての施設として注目されている「愛知県勤労青少年ホーム」は、新春早々に完成した。

大企業に比べて労働条件・福利施設に恵まれていない中小企業に勤く年少者の就業・娯楽のための施設として、労働省の国庫補助による「青少年ホーム」と、



完成した  
愛知県勤労青少年ホーム

講義・音楽、映画・演劇等各種の目的に使用出来るようになっていく。これらの施設では、勤労青少年の就業の向上、娯楽やレクリエーションの指導等のため、

一、二、三、四、五の五つの部屋、三階吹き抜け、ワンフロア式椅子席となっており、開口八メートル二〇、奥行四メートル五〇の舞台、映写室が設けられ、

講義・音楽、映画・演劇等各種の目的に使用出来るようになっていく。これらの施設では、勤労青少年の就業の向上、娯楽やレクリエーションの指導等のため、

この主体は何と言っても、五〇〇人収容の大講堂で、三階吹き抜け、ワンフロア式椅子席となっており、開口八メートル二〇、奥行四メートル五〇の舞台、映写室が設けられ、

講義・音楽、映画・演劇等各種の目的に使用出来るようになっていく。これらの施設では、勤労青少年の就業の向上、娯楽やレクリエーションの指導等のため、

講義・音楽、映画・演劇等各種の目的に使用出来るようになっていく。これらの施設では、勤労青少年の就業の向上、娯楽やレクリエーションの指導等のため、

中部経済圏の中核として、年々躍進を続ける愛知県において、産業経済の伸展に伴って増大した新規労働力の受け入れ促進のため計画した寄宿寮とを含め、勤労青少年の総合的福祉施設として建設されたのが、この青少年ホームである。

名古屋駅から西へ三軒、大小の製菓工場、菓子・玩具問屋が立ち並ぶ名古屋市の西の一帯に、高等学校の運動場を前にして、広いガラス窓と白と黒の細い帯状のサッシの部分が、みるからにスマートな鉄筋コンクリート四階建のこのホームは総工費一億三千三百万円、延面積四、四五〇平方メートルで、誰もがその見事に驚嘆する堂々たるものである。

建物の向って左にある玄関から左手がいわゆるホームの部分で、国庫補助一千万円を含め工費三千万円をもち、講堂を中心に、図書室・講習室・相談室・娯楽室等の就業・娯楽の施設並びに事務室等の管理のための各室が設けられている。

この主体は何と言っても、五〇〇人収容の大講堂で、三階吹き抜け、ワンフロア式椅子席となっており、開口八メートル二〇、奥行四メートル五〇の舞台、映写室が設けられ、

講義・音楽、映画・演劇等各種の目的に使用出来るようになっていく。これらの施設では、勤労青少年の就業の向上、娯楽やレクリエーションの指導等のため、

講義・音楽、映画・演劇等各種の目的に使用出来るようになっていく。これらの施設では、勤労青少年の就業の向上、娯楽やレクリエーションの指導等のため、

井上友吉商店は、かつて尾山台の不振の折、輸出用の手袋の内職で、救済したことがあり、戦前は日本のこの種の輸出の五、六割を占めていたという。この方面では経験のある手堅い業者である。東京だけでなく神奈川にも仕事をだしてあり、昨年、神奈川で知事賞を受けたのは前記の通りである。事務部長の片桐氏からいろいろ実情をうかがった。

井上商店は毛糸の手袋・ソックス（皮底のついた室内はきのスリッパ・ソックス）などの輸出で、ソックスの口編み、身編み、かがりなどは縫製に出し、ししゅうやアブリケ、底皮の取付を内職として出す。輸出先はおもにアメリカ・カナダで、注文をとってから、その数を生産するので安定しているが、量的には制限されている。三五年の米国向けは四万ダースで、三月・八月の約半年の間に仕事があり、五、六、七月が一審いそがしい。輸出の仕事が終ると内地向けのものに替るので、つなぎが割にうまくいく。仕事の内容が一年中同じなので、作

業能率が上がるが、だんだん手のこんだデザインを要求されるようになるので、業者・内職者共に大変である。現在、〇〇〇種類くらいあって、内職者としてはやきいもので数値の上がるものを喜ぶのに、だんだんその逆になる傾向がある。業者としては、数値そのものに制限があるから、むしろ製品の幅を拡げて、高値なものを作るようにしないと、延びてゆかない。それで作業工程や営業面で研究して経費を下げるようにし、工賃は引下げないようにしている。現在、輸出物の一日平均の工賃は二二〇円（二ダース）という線を出しており、それを少し上回っていると思う。

前記の授産所に依頼していたが、授産所の内職者はボーダーライン以下の人が多く、内職の種類によつて高級な技術を要するものは適さないのではないか。輸出ものは、あかぬけのした、ちり色のものが多いので、もう少し上の階でないと、うまくゆかないのではないか。自分の考えとして、内職の理想の姿は、あつせん主体は授産者がやっても、実際の扱いは民間にまかす方がよいのではないか。授産所と民間のよいところを組み合わせる。いわゆる仲介業者は欲にかなうが、仕事をやるから、期目的は少し無理でも消化してしまふ。授産所にはこればかりではない。授産所では、技術指導や場所などを提供していただき、実際の仕事は民間でやれば成績はあがる。現在、技術指導

の講習なども、自前で講習を送っているが、講師の費用なども授産所で心配してもよいのではないかと、業者と授産所が協力して、費用も分担して、この仕事をすすめていくのがよいと思う。

内職を出す側として、製品の出来はえと納期が一番問題であるが、技術や能率は、授産所より補導所関係の方がよいように思う。輸出ものは一日でも納期がおくれると、そのために一と船おくれして、もうというようなこともあり、これだけ厳格に守っていただきたい。

リーダの担当について、一割だと多少赤字ではないかと思うので、一割五分くらいが適当ではないか。業者として、いわゆる仲介業者のように三割以上も引かせるのでは、よい仕事ができないから、二割以上取る人は断っている。指導者に人材を得るには、授産所が養成して、手当を出すことが望ましいと思う。

それが片桐氏の話の大筋である。

訪問者・船田優子

#### ★第七回全国婦人会議に

多数の婦人代表が参加し、男女を問わず自由に傍聴できます。なお、全国婦人会議出席者に応募したい方は、本誌三二ページをご覧ください。

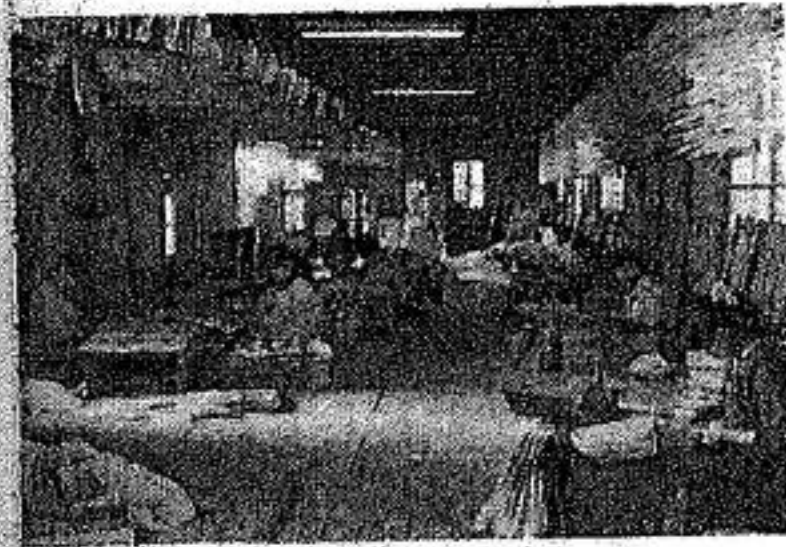
で、それだけに労働時間・休日・休憩時間には問題があると見なければならぬ。

これらは一応、企業形態をとって、事業場の表面をみたにすぎないが、このほか、この業種には、家内工業として生産工程の一部に従事している者が生産地及び近県に散在して、その数約一三、〇〇〇人と推定されている。勿論これらの従事者の大半は女子が占めている。

とに角、私たちが寒いと云ってははめて、色とりどりの手袋の、そのほなやかさの影には、多くの女子労働者の精魂がこめられているのである。

さて、香川のもう一つの産業は、大抵冬物の手袋に對して、夏物と行くことにする。世はあけて電化時代とさわがれて、扇風機の風よりも「うちわ」の風の方が親しめる現状だし、七輪をおこすのも「うちわ」、すし飯冷すのも「うちわ」、時には、應取り代用に「うちわ」で、その利用度は高く、また、この家庭にも欠かせない日用品である。この「うちわ」の生産の大半——八、九割までは、この香川の丸亀市で作られており、これまた、大部分が女子・年少者の手をわずらわしているのである。

俗に「丸亀うちわ」と云っているが、これは三百年前の寛永十年、金刀比羅大権現の別当が金刀比羅詣りの土産物として作ることを思いつき、生駒藩の時代に金刀比羅うちわ（印入の波うちわ）



工場であらわを作る婦人たち

を作りはじめ、その後、天明年間（百七十年前）に丸亀藩主京極氏の江戸屋敷が九州中津藩主と隣り合わせであったため西藩の家臣が親密になり、中津藩士が内職のうちわを製造し、家計の補いとしているのを見習い、また当時、藩も財政的に苦境にあつたため、これを奨励したので金刀比羅土産のうちわと共に次第に発達して、今日の丸亀うちわの隆盛を見るに至ったものである。

うちわの製造は、家庭内の手作業による家内工業として出発し、時代の變遷に伴い、生産工程の改良をはかり一部では工程の機械化されているところもあるが、今なお、多くは手作業に頼っている状態である。

現在、丸亀と云えば、うちわを連想し内地は勿論、遠く海外にまでその名をうたわれ、当地産業の王座を占めている。この産業がどのように発達した原因は、低コストによる低価格の供給が大きな要因であり、他の競争者に競争の余地を与えず、豊富な労働力を背景として低賃金・長時間労働を挺子として、近來もっぱら民間会社・銀行等の営業・宣伝用に使用され、その需要を高めている。

生産高は毎年八千万余に上り、全国生産量の八割以上を占めている。作業は単純な手作業であり、加工技術的にも機械化には限度があるものと思われる。また機械化を阻む事情には、資金事情もさることながら、もう一つの事情として低賃金労働者が多数控えていることである。

調査によると、この産業の事業場数は二五、労働者数は家内労働者も含めて約二、〇〇〇人であり、これら労働者の八割は完全に家庭の主婦・女子・年少者・児童たちで占められている。これは推定であるが、うちわ製造に従事しているものは、家内労働者のものが多く、確實につかむことがむずかしく、市人口約六万のうち一割は従事していると見ていいのではないかと思ふ。

単純な作業であるから技能の習得を必要としないし、軽易な作業でもあり、家計の補助、自己の小遣い稼ぎには、婦人・子供・老人の恰好の仕事とされている。児童労働者（中・小学校の学童）が、女子労働者について多数を占めているのは、第二次大戦による衰微、戦後、米国の取引再開と幾多の浮き沈みを経て、今日まで続いている産業である。

では、どのくらいの子供労働者がこれに従事しているのだろうか。労基法の適用事業場数三三〇、雇用されている労働者数は約三、〇〇〇人、そのうち約二、〇〇〇人が女子で、七割を占めている。事業場の規模も、十人未満の事業場がその六割近くもある。規模が小さくなればなる程、女子の占める割合も高くなっていることは、企業の立地条件からいって、注目していいことではないだろうか。

前にも述べたように、この産業は年少者・女子を背景に伸びて来た産業であるが、これらの労働者数の二三％は年少者であり、事業場の規模が大きくなるに従って、その数は多くなっている。また給料は、月給・日給・出来高給となつていて、小規模事業場は殆んどが出来高給

# 讃岐の婦人たち

## ②香川県

### 池野ヒサ



源平のつわもの共のあとを偲ぶ香川県と、大時代なものをもち出して、一途に観光客を誘う宣伝でもあるまいが、この香川県にも沢山の中小企業があるし、多くの労働者が働いている。

水に恵まれないし、水のある川もないこの香川には、水の沢山いる大企業は成立しない。こうした中で、どのような産業が伸びて行ったであろうか。讃岐の三白といって、米・塩・砂糖が代表的な産業としてうたわれているが、この中で今なお、名実ともに代表的なものは、米と塩である。

これら産業からもうかがわれるように、香川は農業県である。しかも、この外、私共が毎日の生活で、その産地も知らず使っているいくつかの品物を作り出しているところも香川である。そして、それらの生産には、婦人労働者が多数たずさわっている。

今、日本全国は冬の季節、若いも若きも人みな手袋を求め、店頭は手袋、手袋の洪水である。この手袋の代表的産地として、香川を知っている人は少ない。手袋の産地にはこのほか、愛知・東京・大阪があるが、これは編手袋が主であり、縫手袋に至っては、香川は全国の生産高の八割を誇り出し、革手袋は同じく五割を占めているほどで、国内、国外の需要をみたしている。

この産業はもとより、女子及び年少者の労働力を背景にのびて来たもので、現在でも、このバランスはくずれず、これら労働力によって支えられている

今、日本全国は冬の季節、若いも若きも人みな手袋を求め、店頭は手袋、手袋の洪水である。この手袋の代表的産地として、香川を知っている人は少ない。手袋の産地にはこのほか、愛知・東京・大阪があるが、これは編手袋が主であり、縫手袋に至っては、香川は全国の生産高の八割を誇り出し、革手袋は同じく五割を占めているほどで、国内、国外の需要をみたしている。

この産業はもとより、女子及び年少者の労働力を背景にのびて来たもので、現在でも、このバランスはくずれず、これら労働力によって支えられている



写真上から ①手袋用布の目立 ②手袋 ③縫製 ④縫製

香川の手袋はまず、縫手袋に始まる。縫手袋の産地として伝えられるところによると、明治二十四年頃、当時の松原村（現在の白鳥町）千光寺の僧、西見舞礼（現在の白鳥町）千光寺の僧、西見舞礼と言ふ人が大阪に出て、縫手袋の製法を習得し、郷里の貧しい農村の子女に副業として普及させようとして帰村したが、帰村後間もなく死亡したので、この計画は挫折した。しかし、明治三十二年頃、同村、教蓮寺の住職、楠正雄師が舞礼師の弟子、柳次辰吉氏及び、この地の素封家、橋本安兵衛氏等とばかり、舞礼師の志を継いで積善会という団体を作り、教蓮寺の茶寮を授産場として発足した。

これが白鳥手袋の始まりで、その後、周辺で事業を始める者が次第にふえて来たが、その発展は極めて遅々としていた。こうして、その流れは、大正始めの英独開戦による注文の増加、大正九年のパンック、その後の米国の取引開始

第二次大戦による衰微、戦後、米国の取引再開と幾多の浮き沈みを経て、今日まで続いている産業である。

では、どのくらいの子供労働者がこれに従事しているのだろうか。労基法の適用事業場数三三〇、雇用されている労働者数は約三、〇〇〇人、そのうち約二、〇〇〇人が女子で、七割を占めている。事業場の規模も、十人未満の事業場がその六割近くもある。規模が小さくなればなる程、女子の占める割合も高くなっていることは、企業の立地条件からいって、注目していいことではないだろうか。

前にも述べたように、この産業は年少者・女子を背景に伸びて来た産業であるが、これらの労働者数の二三％は年少者であり、事業場の規模が大きくなるに従って、その数は多くなっている。また給料は、月給・日給・出来高給となつていて、小規模事業場は殆んどが出来高給

# 私の職業

⑩

法務従事者

法務関係の職業は婦人にも縁の遠い職業のように思われがちであるが、戦後、婦人にも判事・検事になる道が開かれ、昭和二十四年に始めて婦人の検事が、そして三十一年に婦人の判事が生まれ、昭和三十三年現在で、判事三名、判事補十五名、検事二名、副検事十七名、八名がある。婦人弁護士は戦前からあり、昭和十五年に始めて誕生、現在三十一名を数えている。このほか家庭裁判所調査官（補）にも、約一〇〇名くらいの婦人が就任している。ここで御執筆願った門上千恵子氏は婦人検事第一号である。

編集部

## 「最良の裁判官」をめざして

野田 愛子

判事補・東京家庭裁判所

私が裁判官の端くれに席を連ねてから、漸く八年半になります。それに司法修習性として最高裁判所司法研究所で修習した二年を加えると十年あまり裁判所との御縁が続いていることになります。法曹として一生続く、永く厳しい修業の年月に比べれば、まだまだほんの駆け出しに過ぎない私なのですが、私自身にとってはこの十年が随分永かったように感ぜられます。どうしてこんな感じがするのだろうかと考えてみれば、そこには、戦後の十年という日本の歴史の上での特異な出来事や思想の変動が、あつた

起こった充実した時、それに戦後始めて解放された女性の一人として、そのころ女性がまだ珍しかった司法界に入ったということからの緊張感、こんな社会的個人的理由が重なり合って、私に、裁判所で過ごした時を、ひどく永いものに感じさせているのだと思われまふ。

もともと、私が明治大学専門部女子部法科から法学部に進んだ頃は戦時中で、女の人が将来裁判官になろうなど夢にも考えられない時代でもあり、また実際何かになりたいたいと私自身考えもしませんでした。このことは、後日の職業人としての覚悟の不足として思い知らされます。ただ漠然と、平凡にお嫁さんにゆく従来どおりの女の生き方には反叛を感じ、何か別の、自我を充実させる生き方はないかと迷ったり苦しんだりしていました。そこへ敗戦と、続いて占領軍による民主化政策に沿った婦人解放（正確には婦人参政権の獲得と法律上の男女の完全な平等）がもたらされました。今や男子のつく

べきすべての職業は女子にも平等に選択の機会が与えられる世とはなりませんでしたので、専門的な職業ほど、経済的独立はより確実であるという考慮をめぐらし、かてて加えて他にとりたてていふべき才能もないところから、来年度卒業という間際になって司法試験、世にいわゆる高文というものを受け、めでたくパスし、これで一生他人さまに養って貰わなくてはならないという運命はのがれることとなったわけでした。

ざっとこんな風にしてその後の十年が始まったのですが、その間結婚し、双生児一組を生み育て、「働く婦人の職業と家庭」の問題もつおさに体験するところとなりまして、「家庭と職業は両立するだろうか」という質問に対しては、即座に「まあ仕事の性質によりまして、うね。それに双児でなければね。」というくらい返事のできる段階にまで到達いたしました。

ているようで、裁判官としても未熟、人間としても未熟であるということと常時対決させられているような毎日ですから、まだまだ進歩のゆえに過ぎない私なのですが、私自身にとってはこの十年が随分永かったように感ぜられます。どうしてこんな感じがするのだろうかと考えてみれば、そこには、戦後の十年という日本の歴史の上での特異な出来事や思想の変動が、あつた

（それが何であるかはさておいて）からすれば、満足すべき状態とはいえないまでも、戦前の状態に比較すれば、随分と大きな前進といえましよう。かくして、今日夫からの経済的保障と引かえに離婚の自由を獲得した妻からの離婚の申立は家庭裁判所に引きもきりません。私としては、自分のこうした仕事を通じて、婦人の地位の確立に僅かずつでも協力できるといふのが仕事の第二のゆえみです。

## 検事生活十年

——この分野に婦人の進出を——

門上 千恵子

検事・東京地検八王子支部



執務中の婦人判事（三原嘉子氏）

権及び夫死亡に際しての相続権です。夫と離婚したり、夫が死亡したりした場合には、夫の幾分かは当然妻のものとして、これを人格独立の経済的基盤とさせようというのですから、真の意味での女性の解放

最後に附言すると、判事補を十年やると判事になることになっており、現在二人の婦人判事と、私をいれて一五人の判事補がおります。婦人が裁判官になれることは既に欧米諸国やフィリピン・中国等アジア諸国にも例のあることで決して珍しいことではなく、職業的にも婦人は困るというようなことは絶対ないと思われています。また職業としては、あらゆる面でこれくらい男女平等の保障されている職場はまず他にないのじゃないかと思われるくらい平等です。ただ、今後は私達自身の問題として、婦人でも裁判官になれるという問題提起でなく、「最良の裁判官」になろうという目標をもって男の人以上の努力をすべきだと、怠け者のくせに、できぬこととは知りながら、ひそかに想いめぐらしています。それにしても、男の方は生まれ育つ頃よりやがては職業をもって社会に出てゆべき運命にあることをたたき込まれ、長じては社会の生存競争にうちかつべき職業上の努力を重ね、一家の経済を担う者としての責任感に

私が検事になったときにはずいぶんめづらしがられたもので、くちの悪い友だちからは女だてらに何の因果でそんな商売をはじめたの、などと、よくからかわれたものでした。今では同業もふえだし、世間にもだいたい知られて気楽になりましたが、それでも初対面の人からは、「今板額」か、中年の鬼婆のような人を想像していたが、会ってみると普通のやさしい女性なので拍子抜けがしました、などいわれることがあります。

私たちの仕事は捜査と公判立会との二つですが、そのうち多量の人の目にふれるのは公判庭において罪状や論告求刑をするときだけです。検事といえば、秋霜烈日、鬼の字などをつけて、非人間の極みのように思われるでしょう。けれども実際はそうではありません。検事の仕事は愛情なくしてはできない仕事

なのです。私たちのところにおくられてくる人は、ほとんどがかわいそうな人たちです。恐ろしい事件をひきおこしてきた人でも、みな人生の敗者なのです。その人たちは、たいてい、もともと善人なのです。夫があり、妻があり、可愛い子供の母であり、父である人たちののです。あやまって犯罪をおかしてくるので。私たちはこれらの人たちの暖かい心でいたり、家庭に帰す仕事をします。このような仕事がおくられてくる全体の事件の七割を占めています。これは捜査の段階で検事ができる唯一の行政的な処置なのです。

このような仕事をはじめてからもう十年近くになりました。九州大学の法学部を出て研究室で助手をつとめながら司法試験に合格してからでも十五年になります。戦前は女だといっただけで大学の門さえ一部しか開かれていなかったし、苦勞して出ても就職の道はせまかったのです。が、法律を学んでいるうちに、これ以上の不合理や矛盾が社会生活から日常生活の隅々にまで、公の制度としてさえ、みちみちていることを知りました。そこで、一般の男子学生と同じように漠然と法律を学んでいたのはだめだ、法律を武器にして社会の御役に立つようにならなければならぬ、と考えるようになりました。

戦後、新しい制度ができましたので、第一回の司法修習生に採用され、二年の期間をおえしました。そのとき今進んでいる道をえらんだのはいろいろな理由がありますが、そのなかには

前にのべた、検事はむしろゆるす仕事であるということや、裁判官のように仕事を家庭にもって帰らなくてはならず、弁護士とちがって時間割合に規則的で、家庭生活を比較的正常に維持できることや、そして女性にとって全く未開拓の分野を先頭に立って切りひらいてゆくという気負った喜び、などもふくまれていました。

私は、婦人・少年関係ばかりでなく、強殺や選挙違反を含む一般刑事事件をも、他の男の検事さんたちと同じように扱っておりすが、この仕事は、医師や裁判官や弁護士などといった同じように、女性にも適した職業です。ただ残念なことには、近年採用される数が非常にへっています。それにはいろいろの理由がありましようが、ここでも、また社会の矛盾がシワ寄せされていることは、みのがせないと思います。

しかし、このような事情がいつまでもつづくとは思われません。

戦後、大学でも法学を専攻する女子学生が圧倒的に多くなってきました。今年は司法修習生も二十人近くなっています。ほんとうに力づくよくうれいことです。どんな女の人たちが法律の分野をになって、それぞれの部門は違っても、協力して壁をやぶってゆかねばならない大事な時期だと思っています。

特に私の歩んでいるこの道は私たちの手を最も要求している部門であるといっても過言ではありません。少年や婦人の問題は山積みなので

す。暖かい愛情と、たゆまない努力で、一歩一歩解決してゆかねばならない問題です。売春防止法も完全実施されてもう十か月たちました。一般社会の人たちは、この問題についてどう考え対処されているでしょうか。私たちはじっくりと一つ一つの問題ととりくんで、前進してゆかねばならないのです。まだまだ残された仕事は多くその道は遠いのです。確固たる信念と抱負を持って進んでゆきたいと思っています。

## 法をわれらのものに

鍛冶 千鶴子

(弁護士)

警察官職務執行法の改正案が突如として国会に提出されてからの一か月間というものの、いわゆる弁護士としてのふつうの仕事以外の仕事に追われて、文字どおり目のまわるような忙がしいあけくれでした。そのような中で私は、ひどくつかれた日など、幾度か自分が法律家であることに懐疑的にならざるをえませんでした。

いつの場合もそうですが、国民の基本的人権に最も関係の深い法律が作られ、或るいは改正されようとするとき、これに抵抗する意見はたいてい、ごまめの歯ぎしりとして無視され、多数をたのむ政党的横暴の結果、できあがった法

律は、その成立の過程以上の横暴で国民を拘束しようとするのです。このような法律を解釈したり適用したりすることを自分の職業としていることの意味について、疑いをもたなくなるのは私だけではないのではないのでしょうか。

にもかかわらず私は、自分が法律家とくに弁護士であることの責任の重大さについて、ほとんど痛感したこともなかったように思いますが。というのは、法律がしだいにそのような暴力的様相をあらわしてくれば、国民は法律に対する関心を高め、批判の声を大にすることによって、その暴力を最小限度にいくとめる必要があるわけですが、その資料を整理し提供するものは、法律の専門家の仕事だと考えたからです。これを逆にいえば、国会ごとにおびただしく作られるたくさんの法律について、国民の関心と批判が少なれば少ないほど、それらの法律が国民をしる力は大いになります。それから、主権者である国民は法を自分たちのものにするために、法律専門家の手だけを必要としていることを、この仕事を通じてはつきり知ったからです。

たとえば、警察官職務執行法改正案にある「公共の福祉」という概念ひとつをとってみても、提案者のほうではこれはすでに内容の熟した固定した概念だとわりきっているのですが、ことはそれほど簡単なものではありません。自民党の考えている「公共の福祉」と、社会党の考えるそれ、共産党の考えるそれとは、たい

へんなちがひがありますし、労働者と資本家との間にもおのずからその考え方に差異のあるのは当然です。これをはつきりと定義づけた最高裁判所の判例もありません。しかもできあがった法律は、「公共の福祉」というただひとつの用語で表現されているわけですから、もんだいが複雑になり、法律家の仕事に困難になってくるのはいうまでもありません。しかし、だからといって、法律家が怠慢であつたり逃避したりしていたのでは、国民一般の無関心をよいことに政治はいよいよ後向きな姿勢をとるのではないかと、おそれられるのです。

私が明治大学法学部に入学したのは昭和二十二年の五月でしたが、新憲法はその五月三日に施行されました。入学試験問題が、「新憲法の特長について論評せよ」という論文と、憲法前文の英文和訳であったこと、解放感にはずみながら答案を書いた当時の記憶は、今も私の心にあつたです。その翌年、弁護士や判事・検事になるための資格試験ともいべき高等試験の司法科試験に合格したのですが、新憲法の理想をうけついで新民法や新刑事訴訟法は、その年に施行されました。人民を支配する手段としての戦前の法律が、人民の幸せを約束する制度的な保障としての法律へと大きく転換していった時代に、私は法律家としてのスタートをしたわけでした。司法研修所や裁判所・検察庁・弁護士会等での二年間の実務修習、それにつづく八年間の弁護士実務を通して十年間の法律家として

の私の歴史は、新憲法と共にスタートし、新憲法と共に歩いてきた歴史ともいえましよう。

だからというわけでもありませんが、私は、すべての法律的な価値判断の基準は憲法にあると信じていますし、せめて法律家だけでも、全部がこの憲法の精神を体得して行動していたら、今よりはましな形で民主主義の根を日本の土壌にはらせることができるのではないかと、思うのです。そして、それがわかっているならば、私たち法律家のとるべき態度は明らかにはずです。

私は、人間が不幸にならないための制度的な保障としての法をわれらのものにするのが、人間を不幸にする社会的条件をこの世の中からとりのぞくことにも通ずるのだと信じています。私が、時折々の懐疑にもかかわらず、この職業をつづけてきた支えは、ここにあつたように思いますし、だから、これからは私は、懐疑しつつ、たたかいつつ、この仕事をいつまでもつづけてゆくことでしよう。

## （二ページつづき）

以上、内職公共職業補導所の業務の現状と将来の方向について述べたが、これらの業務は限られた地域内だけで行なっているのでは充分にその成果を期待出来ない。現在、全国十五か所にある施設が相互に連絡をとり合い、業務の調整をして行くことが必要であるとともに、必要度の高い地域に逐次増設して行かなければならないと考えている。（労働省婦人少年局庶務課長）



内職公共職業補導所  
関係資料

一 内職公共職業補導所は、次の「内職補導施設設置要綱」(昭和三十年八月十日)にもとづき、それぞれの都道府県に設置されている。

内職補導施設設置要綱

- (一) 目的 家庭外で働くことの困難な未亡人、主婦、身体障害者、高齢者等を対象として、内職に必要な技能を付与し、内職につくための便宜をはかることとし、内職に関する諸般の援助を行うことを目的とする。
- (二) 名称 本施設の名称は〇〇内職公共職業補導所とする。
- (三) 設置場所 東京、大阪、愛知、神奈川、福岡のほか主要都市に設置するものとする。
- (四) 施設 施設は借上げとし、事務室、会議室、相談室等を置く。
- (五) 事業内容 左に掲げるものとする

- ハ、内職工賃の調査、相談、
- ニ、内職の把握と内職情報の提供
- (六) 補導員 当該地域における内職求人の実態にかんがみ、必要な種目をえらぶものとする。
- (七) 補導期間 補導期間は画一的なものとせず、内職実態に応じ、就業前必要な期間を定めるものとする。
- (八) 職員 本施設の運営に要する職員は、所長、書記、指導員、相談員、職員とし、身分は地方公務員とする。
- (九) 国庫負担金 本施設の運営に要する経費の一部は国庫においてこれを負担する。

- イ 内職市場調査
- ロ 内職従事者の調査
- ハ 仲介業者の調査
- ニ 内職工賃の調査
- ホ 内職諸条件の調査
- (2) 内職の相談、あつせん及び苦情処理
- (3) 内職情報の提供
- (4) 巡回指導
- (5) 内職工賃の調整
- (6) 内職従事者の保護
- (7) 仲介業者対策、グループ内職の指導
- (8) 内職市場の調整
- (9) 内職問題協議会の運営

○鉄道弘済会発注の果物網の工賃支払いは月一回払いであったが、西大寺市等の内職グループの要請により、補導所が同会に交渉した結果、工賃はその都度払となった。

○兵庫県下の代表的な内職は、真珠しゅう及び干草編であるが、いずれも各地に仲介業者が介在し、彼等のあつ旋による工賃は、真珠しゅう一日六〇円、七〇円、干草編一日四〇円、五〇円であったが、補導所の直接あつ旋により、真珠しゅうでは、一〇〇円、一五〇円、干草編みでは七〇円、一〇〇円と工賃を高めることができた。

○従来、あつせん手数料を三割、五割とっていた民営あつ旋所が、仕事に切れず、補導所へ相談にきたので、仕事を紹介すると同時に、この機会に、毎月報知書を出すよう指導し、現在では五分から最高一割五分のあつ旋におさえていく。

○内職公共職業補導所の設置により、内職業者は取次所等の仲介業者を廃止するようになり、業者と、内職者グループが直接となったため、工賃が相当引上げられた。

○苦情処理

○工賃不払いの相談を受け、補導所が業者と話し合ったり、関係方面と連絡をと

資料法

って、工賃の支払われた額は三二年度中約三〇万円である。

(大阪)

○編物専門の内職者グループ(約八〇人)では、昨年十一月から某商会のウーリナイロン編織作業を実施中であったが本年一、二三月の内職工賃三六万円が製品の粗雑を理由として支払われなかった。これについてグループから苦情申請があったので、補導所が二か月に亘る交渉の結果、五月末に円満解決した。(兵庫)

(兵庫)

○内職業者は当初の契約に反して、内職資材の運搬を一度きりで打ち切り、後は内職者に運ばせるなど契約違反事項が多く、苦情が絶えなかったが、補導所が仲に立った結果これらの違反がなくなり、また、補導所の手前、不条理な契約もなくなったので、内職者側にとって諸条件が有利となった。同時に業者としても補導所の紹介には信頼がおけ、例えば材料を入貨してめいわくをかけるような内職者がいないので、安心して仕事を任せるということである。(神奈川)

地域間の調査

○発足早々の茨城県内職公共職業補導所に對し、鳥の羽根選別の仕事の求人を紹介した結果、茨城県に六〇名の内職従事者グループが結成された。(東京)

○長野県南佐久郡八ッ岳山麓の開拓村の主婦たちが、農閑期の内職を求めてきたので、本省の指導により、大阪府内職公共職業補導所が協力、共同募金用赤い羽根の選別作業を提供した。これによ

て一月一三月までの間に全国共同募金用赤い羽根の過半数が、この地の主婦や老人たちの手でまとめられた。

(大阪)

○兵庫県の代表的な干草編内職については、県下では消化出来ず山口県内職公共職業補導所から導入の希望もあったので紹介した。また隣接の大阪府内職公共職業補導所の援助によって、内職相談者の多くが希望する手芸的なフランスしゅう編物内職を導入あつ旋した。(兵庫)

(兵庫)

○福祉事務所より、母子家庭に対する内職あつせん依頼があつたので、大阪府内職公共職業補導所を通じて導入したスエーデンしゅう、たこ糸編を紹介し、四グループを結成した。(福岡)

内職希望者を一般雇用市場へ送つた例

○三二年度中内職相談者を一般雇用市場へ送つた例は次のとおりである。

| 安定所 | 家政婦 | デザイン | 保険 | メリヤス | 計  |
|-----|-----|------|----|------|----|
| 一〇  | 三   | 二    | 三  | 一    | 一九 |

(大阪)

業者に対する指導と援助

○長野市の輸出造花、剣道衣の手縫い、ベビーソックスの手編、果樹用紙袋は、須崎市の手袋かきり、靴下足袋のミシンかけ、松代町の輸出造花・毛糸・靴下しゅう、篠ノ井町の果樹用袋は、手袋がかり、上水内郡の手袋かきり等の業者は補導所の設置により三、五割の事業拡張が出来たと感謝していた。これは補導

所を通じての求人の円滑化により、業者が既存の内職を拡張するとともに、新しい内職もとり入れたためである。(長野)

(長野)

○退職者が退職金で、内職用の機械を購入したい旨の相談者に対して、メリヤス編機・手袋編機・ネクタイ編機などに於いて性能、メーカーの信用度、内職ルートなどを調査のうえ通知して、選択上の便宜を与えた。

四 このように本施設は、地方におけ

| 施設名           | 所在地             | 所長名    | 電話番号      |
|---------------|-----------------|--------|-----------|
| 北海道 内職公共職業補導所 | 札幌市大通東四丁目       | 亀井 幸二  | (4) 九五九二  |
| 茨城県 補導所       | 水戸市北三の丸一〇九      | 松井 桐葉  | 水戸 三一四一   |
| 千葉 補導所        | 千葉市市場町          | 杉山 信一  | (2) 二二一一  |
| 東京 補導所        | 千代田区深川門前仲町一ノ二七  | 清水 敏郎  | (64) 四二二〇 |
| 神奈川 補導所       | 横浜市中区寿町四ノ一四九    | 福田 さと子 | (8) 七八九〇  |
| 長野 補導所        | 長野市三輪田町二二九〇     | 山崎 恒也  | 長野 八三五九   |
| 岐阜 補導所        | 岐阜県稲葉郡那加町太平町    | 傍島 信雄  | 那加 五四四    |
| 静岡 補導所        | 静岡市曲金           | 白井 安彦  | (2) 六〇二三  |
| 愛知 補導所        | 名古屋市中区小針町三六     | 森井 順治  | (24) 三四〇二 |
| 大阪府 補導所       | 大阪市東区京橋三ノ三五     | 小林 喜代  | (94) 七〇六〇 |
| 兵庫 補導所        | 神戸市生田相生町一ノ二七    | 小山正比子  | (4) 二二七七  |
| 岡山 補導所        | 岡山市西中山下一六五      | 人見 寿志  | (9) 三六八七  |
| 山口 補導所        | 山口市上宇野令殿島一八二一ノ一 | 宮川 四郎  | 山口 九五〇    |
| 福岡 補導所        | 八幡市本町四丁目、婦人の家内  | 関 貞子   | 八幡 七四六    |
| 大分 補導所        | 大分市新川一三九六ノ四四    | 岡野九州男  | 大分 三五三九   |



資格を要する婦人の職業（その三）

× × ×

圖書館可查

「図書館司書になりたい」と希望する人は案外に多く、特に女子に連した職場といわれているようです。図書館と一口に云ってもさまざまの形がありますが、公共図書館（都道府県立、市町村立の図書館）と私立図書館についてみますと、昭和三十三年三月現在の文部省調では全国で六四四か所、ここで働いてる司書と司書補は約二千人で、そのうち女子はおよそ二〇％といわれています。また大学図書館（大学附属図書館、学部、研究所の図書室）や特殊専門図書館（会社、病院、研究所等の図書館）学校図書館（小、中、高等学校の図書館）等に務めている人も相当います。

司書は、圖書の購入や整理をしたり、閲覧者の相談に応じたり等の職務のほか、自動車文庫や貸出文庫による巡回や、読

道府県教育庁に問合せてもわかりま  
す。(4)三年以上司書補として勤務した経  
験を有し、司書の講習を修了すれば資格  
がありたえられます。また司書補の資格  
を得るには高校卒業後さきに述べた文部  
省の図書館職員養成所に入所するか、司  
書補の講習会を受けて必要な単位を修得  
しなければなりません。ここでは特に司  
書及び司書補の講習についてふれること  
にしましょう。

【司書練習】

必修科目—圖書館通論、圖書館史、  
書選法、圖書目錄法、圖書分類法、  
レファレンス・ワーク、圖書運用法、  
圖書館對外活動、視聽覺資料、兒童に  
對する圖書館奉仕

選教科目（各郡それぞれ二單位以上）

甲群―学校教育と公共図書館、成人教育と図書館、特殊資料、図書館施設、図書館史  
乙群―社会学、社会教育、ジャーナリズム、図書解題及び図書評論、図書

【可善補】

必修科目—圖書館概論、圖書整理法、閱覽と貸出、圖書の目錄と分類、參考書解題、製本と修理、視聽覺資料、圖書館統計、複写技術、  
選沢科目（各群それぞれ一単位以上）

甲群—図書館史、図書館施設  
乙群—社会教育、ジャーナリズム、速  
記法

と、児童福祉司は全国で四〇一人いますが、このうち五四人の女子が活動しています。

児童福祉司になるためには、次の一つに該当する者のなかから、都道府県が事務吏員または技術吏員として任用することになっています。

(1) 大学で心理学・教育学もしくは社会学を専修する学科かこれらに相当する課程を修めて卒業した者。(2) 厚生大臣の指定する児童福祉司または児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業、または厚生大臣の指定する講習会の課程を修了した者。(3) 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者。(4) 医師。(5) 以上の各号に準ずる者で、児童福祉司として必要な学識経験を有する者。

兒童福祉司はその職務の性質上、人格  
円満で、信頼をもたれ、深い専門知識と  
円熟した指導技術が必要な職業で、問題  
児童などを取扱うことも多いので、愛情  
ゆたかな母性も欠くことのできない要素  
ですから、婦人の職場としてふさわし  
く、今後の進出が期待されます。

児童福祉施設の職員

現在わが国の児童福祉施設としては、助産施設・乳児院・母子寮・保育所・児童厚生施設・養護施設・精神薄弱児施設・精神薄弱児遊園施設・盲ろうあ児施設・虚弱児施設・し（肢）体不自由児施設・教養院があります。これらの施設には、

一般職員のほか、専門職員としてそれぞれの必要とする資格をもたなければ就けない職業があります。

(イ) 保母 保母は児童福祉施設に勤務して児童の保育に従事します。乳児院・養護施設・盲ろうあ児施設・精神薄弱児施設等に勤務する場合は、住込んで児童

と起居をともにしますので、相当に刻苦  
 勞も伴う仕事です。しかし、保母の大多  
 数の職場は、現在のところ保育所がおも  
 で、昭和三十一年三月末現在の厚生省調  
 によりますと、公私立あわせて全国で八、  
 八二三か所、二五、三六三人の保母が働  
 いていますが、これは保母総数の八八・  
 二%に相当します。

保母になるには、厚生大臣の指定する保母養成学校またはその他の施設を卒業するか、都道府県知事が行う保母試験に合格しなければなりません。現在保母養成施設は全国に公・私立あわせて六〇か所あり、修業年限はだいたい二年です。

保母試験は、社会福祉事業一般、児童福祉事業概論、児童心理学及び精神衛生、保健衛生学及び生理学、看護学及び実

習、栄養学及び実習、保育理論、保育実習の八科目です。受験資格は、(1)高校卒業・専門学校卒業程度検定試験合格者、師範学校本科または青年師範学校の第一年修了者、旧五年制高等女学校の専攻科または高等科の一年修了者、小・中・高等学校の教諭の普通免許状をもっている者、(2)児童福祉施設で三年以上の児童の

保護に従事した者（但し十八歳以上の結  
婚年数だけをみとめられます）等です。  
初任給は一般に私立関係の施設より公

立関係の施設が高いようである。昭和三十一年十二月現在の厚生省調によりますと全国平均は本俸七、〇九六円です。

口 養母 養母は、母子寮に入居して

いる母子の生活指導にたずさねられています。またその職業の選択の相談にあずかって、社会生活に適應させることに努めて、頼り少い母子の親身の相談相手になる役割もありますので、生活経験の豊かな、

年齢の高い婦人の方が適しています。寮母を志望するには次の資格をそなえた女子であることが必要です。(1)厚生大

臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校、その他の養成施設を卒業した者。(2) 保母の資格を有する者。(3) 高校卒業者、旧中等学校卒業者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者、または文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事した者。昭和三十三年十一月現在、厚生省調によりますと、

で六〇三人の寮母が働いています。

（ハ）児童指導員 児童指導員は、養護施設や精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設等につとめ、児童と一緒に生活をしながら、児童が健全な社会の一員となるための指導にあたります。恵まれない子供たちの親代りともなつて面倒をみながら指

講習修了後は、講習を行なった大学が試験、論文、報告書等の方法で成績審査をおこない、司書、又は司書補の単位修得認定書を交付します。

司書及び司書補の給与は国立関係の場合に左の基準によります。

|                         |     |       |
|-------------------------|-----|-------|
| 職種                      | 学歴  | 初任給   |
| 圖書館職員養成所卒<br>(大学卒業後の習得) | 大学卒 | 六八〇〇円 |
| 司書                      | 短大卒 | 八六〇〇円 |
| 司書補                     | 高校卒 | 七四〇〇円 |
|                         |     | 六三〇〇円 |

公立関係は、地方公共団体の実情によつて多少の増減はありますが、たいいていに準じて取扱われています。

兒童福利司

昭和二十二年に児童福祉法が制定され、  
国および地方公共団体は、児童の保護者  
とともに、児童を心身ともに健全かに育  
成する責任をあきらかにしています。こ  
の主旨に副つて都道府県に児童相談所が  
設置され、児童に関する諸問題の相談に  
応じ、児童やその家庭について必要な調  
査や専門的な判定と指導を行う等の業務  
のセンターとなっています。

児童福祉司は、この児童相談所に勤務し、専門的な技術と知識にもとづいて必要な相談指導を行う専任ケースワーカーで、戦後に出現した新しい職業の一つです。昭和三十年末の厚生省調によります。

導しなければなりませんから、児童福祉に強い熱意と愛情をもった人が望まれます。現在児童指導員は全国で約八、五〇〇人を数えますが、ほとんどが男子です。しかし、女子指導員も次第に増えていますので、婦人進出の期待される職業の一つといえましょう。

児童指導員になるには次の資格をそなえておくことが必要です。

(1) 大学（新旧とも）で、心理学・教育学または社会学を修めて学士号をとつた者。

(2) 厚生大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者。

(4) 小、中、高校教諭の有資格者で、厚生大臣又は都道府県知事が適当と認めたる者であつて、二年以上児童福祉事業に従事した者。

(5) 三年以上、児童福祉事業に従事した者で、厚生大臣または都道府県知事が適当とみなした者。

ほかに社会教育主事、社会福祉主事、  
身体障害者福祉司、児童厚生員、教母等  
多くありますが、概して福祉事業分野は  
婦人の手を必要とする職業が多く見うけ  
られ、その進出もめざましいものがあり  
ます。

# 労組婦人のページ

## 総評第一回全国婦人代表者会議

一九五八年七月にひらかれた総評第一回大会において、長年の懸案であった婦人常任幹事を別枠としておくことに決定しました。その後の第一回婦人代表者会議は一〇月六、七日の二日間、東京の自治労働会館でおこなわれました。出席は四六地群中二地群、車座五二組合中二九組合の婦人代表者八五名と婦人傍聴者二四名でした。

会議は、開会あいさつ、議長、副議長選出、主催者側あいさつ、来賓あいさつ等にひきつづき経過報告、活動方針に入りました。

## 経過報告

次経過報告および質疑と活動方針についてのあらましをのべましょう。

待望の婦人常任幹事の決定をみたことは一歩前進ではあったが、六〇万の婦人労働者を組織する総評に、一名の常幹一名の書記では決して満足すべき状態ではない。

母体保護運動等、ほりきげた討議をおこなったが、組合全体の闘いとして運動を展開させることができない。

一〇月におこなうよう全国に指示した、権利を守る集いが、二、三の果評でおこなわれたただけだったことは、中央と地方との連絡の不備をものがある。

また、春闘におけるブロック会議へオ・ルグを派遣したが、日常活動が活発でないところはむりに人を集めた程度で、討論の内容もまたたかいの確信をうるまでふかめられず、その場限りの話合いに終ってしまつた。

働く婦人に既婚者と母親がふえたため保育所の要求は切実な問題として全国的にたかまり、専売では託児所の拡充要求をだしており、全通でも三年間試行した五か所の託児所をさらに二か所増設するよう認めさせることに成功しました。

## 質疑

全通二〇昨年のチェコでの国際婦人セミナーに婦人協議会の代表を送ったが、その報告が活動に婦人協議会としてやったのかどうか。③働く婦人の中央集會、母親大会等の活動が日教組中心の感があった。他の組合の活動が不十分だったこともあるが、集會の内容や運営が日教組中心であったように思われる。たとえば、保育所の問題等、東京集會ではほとんどかえりみられず動議だけが論議されている。

電産二〇要望として機関紙「総評」に婦人部のスペースを出してもらいたい。鉄鋼労働二〇私の会社では託児所について交渉したら、そういうことは市当局がやることだ、という会社側の考え方で進展していない。市内の各組合で集って相談し、市に予算要求をしている。大阪地群二〇経過報告は総花的であり、単組の身近な具体的な問題がどうとりあげられ、解決されたのか報告され

ていない。群馬地群二〇経過報告等は表面をつくるための活動でなくて婦人全体のものとして力一杯活動報告をしてほしい。

## 活動のすすめ方

### 1. 基本的態度

私たちのたかかいの基礎は婦人労働者のもつ要求を共通のものとして組織化し組織全体の要求としてとりあげ統一行動でたたかて解決してゆくことです。今後は計画的に婦人の要求を組織化して常任幹事会へ反映し、総評全体のたかかいとして発展させるべく全力をあげて努力します。

### 2. 婦人対策の役割と組織強化

中広い婦人運動をすすめるために婦人対策をより強化し、スムーズに運営をはかるために総評傘下婦人（対策）部から若干名婦人対策委員を選出します。

### 総評傘下各単産相互の交流と要求の組織化のため単組代表者会議を原則として月一回開催します。

### 傘下中央単産および地群に婦人（対策）部の設置をできるだけ早く、そして婦人の専従者をおくよう努力しましょう。

### 本年度活動計画

1. 母体保護運動強化月間  
一〇月一日から三十一日までを準備期間  
十一月一日から三〇日までを強化月間  
十一月四日から三日間、中央で開催されますが、積極的に参加し、ともに研

究を深めます。

## 3. 青年婦人ブロック集會

二月から三月頃までの間に全国一六ブロック（予定）でブロックの交流集會をひらきます。毎年婦人の参加者は少い状況ですから、今年は積極的に参加していきます。

## 4. 第六回婦人月間

三月八日から四月一六日までを婦人月間とし、今年はさらに運動の強化につとめます。

## 5. 第四回はたらく婦人の中央集會

婦人月間の活動の集約の場として、第四回はたらく婦人の中央集會を中央でおこない、あらゆる婦人労働者の要求について話しあい、統一行動の基礎とします。

## 6. 調査資料の作成

あらゆる運動を強化していくため、その裏づけとなる調査資料の必要性は、いまさらいうまでもありません。今年には調査資料の作成に積極的にとりくんでいきます。

## 婦人労働トビックス

（十二月～一月）

## ★看護婦が勤務拒否

—国立東京第二病院—

「ラジウム室は危ない」

旧ろう十二月十三日、看護婦さん約一五〇人は「今のままでは放射線を浴びて危険だから、十五日からラジウム室での

勤務はとわると病院側に申し出ました。

ラジウムの取扱いは十三人の看護婦が一組となつて十三週目に一週間という交代勤務制をとっています。ところが、看護婦さんたちの話によれば、ラジウム室に勤務すると、規則で定められている一日五〇ミリレントゲン、週三百ミリレントゲンという許容量をはるかに越えて、多いときは一日五百ミリレントゲン、平均一日百ミリレントゲンに達する放射線を受けるということです。このため大部分の者が生理不順はもとより、白血球、赤血球が減り、下痢、めまい、頭痛、食欲不振などの症状をおこしています。

そこで看護婦さんたちは①治療を看護婦にタライまわしでさせるのは不当だ②放射線障害の防止設備が不十分だ、と今迄に何回となく交渉してきました。ところが病院側は③看護婦法には医師の治療上の補助業務は許されているからこれまです通りおこなうべきだ④ラジウム保存用容器を十個ふやし、さらに放射線測定器を増す、との回答で、問題がいつこう進展しないため、看護婦さんたちは、このような対策では許容量までさげることではない、病院側に誠意がない、としてラジウム室での勤務拒否をきめました。

これに対し、十四日、病院側では五病棟看護婦全員に人事異動通知書で「ラジウム室業務を命ずる」という命令を出してききました。十五日、組合はこれに反対し

て勤務を拒否する一方、大会をひらき絶対反対をきめ、そのあとただちに病院側に抗議の団体交渉をおこないました。

その結果、看護婦がラジウム室勤務をするのが当然だと云っていた病院側もついに次の回答をするにいたしました。①業務命令は撤回する。②ラジウム室勤務を命じた辞令も撤回する。③ラジウム室の防護工事は早急に着手する。④今後危険がないと認められるまで看護婦に勤務を強制しない。

この病院には、ガンやケロイドなどをラジウムを使ってなおすため、毎日二〇〜三〇人の患者が治療を受けにきますが現在、ラジウム室は組合員でない看護婦長などが勤務しています。

## ★全区いっせいに本日休診

—看護婦さんは大喜び—

商店街の全区一斉休業につづいて、お医者さんの全区一斉休診が都内にはじまりました。まだ、目黒、豊島、（十二月から）渋谷（一月から）の三医師会だけです。だんだん全都におよぶそうだという事です。

大病院は別として、個人の医院、診療所はこれまでほとんど年中無休状態でした。日曜の午後は休診ということになつていても、患者の方はおかまいなしにくるので実際には、看護婦は休めないわけです。昨年、商店街の一斉休業が実施されたのが刺激となって、看護婦にも休日

を、という声がたかまり、労働基準法の精神をくんで月に二回の定休日にあたえ

るため一斉休診にふみきたものです。なお、新宿、杉並、世田谷、中野の各医師会も近く一斉休診をおこなう話合いをすすめています。

## ★麻酔でも週休制を実施

上野駅を中心とする駅前旅館一三二軒で結成している上野旅館組合では、女中さんや番頭さんを交代制で月四回休ませるという就業規則をつくり、四月はじめから実施することにしました。なお、組合では、この趣旨を徹底させるために業者と従業員に説明会をひらくほか、就業規則のパンフレット千部をつくり都内の同業者にもくばることにしました。

## ★全職同盟で「母体保護運動」

全職同盟では職場に深く根をおろす運動として「無理するな丈夫な時こそ母体保護」の標語のもとに、今年から母体保護運動を各傘下労働組に呼びかけることになりました。おもな目標は次の通り。

一、職場の中、とくに休憩所・授乳所に暖房を完備すること。

二、労働強化反対のため、生理休暇を積極的にとり、疲労防止に活用する。

三、衛生施設・入浴の検討、衛生相談所の実施、作業衣の計画、社宅婦人の参加などを強く呼びかける。

婦人界の動き

(十二月十一日)一月十五日

十二日 国税庁から税理士国家試験の合格者が発表された。一、四二三人の応募者中合格者四七九人で、このうち婦人は六人である。

十二日 売春対策審議会は、首相官邸で総会を開き、最近売春行為が再び盛んになってきたとしてその対策を検討したが、①政府は売春防止法の施行について一層の努力を要する旨の意見具申書を首相に提出した。

十三日 警察庁は売春防止法違反者の取締り状況を発表した。これによると三十三年度四月の同法全面施行以来十月までの七か月間に全国で一三、〇八二件、一、四〇三人を検挙、しかも違反者は毎月増える傾向にある。

十三日 国立東京第二病院のラジウム室で働いている看護婦一三人が生理不順や白血球減少を訴え、病院側の対策に不満をもち、ラジウム室勤務の拒否を申出た。厚生省では「診療用放射線防護に關する医務法」の改正検討中であるが、さしあたり勤務時間の短縮などの対策を病院に指示した。

十六日 衆・参両院の婦人議員有志懇談会では昨いどれ一掃に大きく乗りだすことになり、その第一回会合を開き、①酔っぱらいと酔っぱらい犯罪の両面からの立法化 ②酒類矯正院の実現 ③街ぐるみ追放運動と道徳意識の高揚の三点について、男子議員をはじめ法務省などの関係当局、各婦人団体にも強く働きかけることを申し合わせた。

二十日 第三回の国連婦人の政府代表として出席した藤田たき氏と随員石橋宮子氏の帰国を迎え、国連国内婦人委員会では歓迎報告会を開いた。

二十日 関西主婦連(会長比嘉正子)では農林省やメーカーと最終的打合せをした結果、市価より安い「主婦の牛乳」を発売するために、同主婦連、メーカー、小売業者および一般消費者の出資により販売会社をつくり二月から大阪で業務を開始することになった。

二十日 厚生省社会局は、売春防止法施行後の売春婦の保護、更生の実態を発表した。それによると昭和三十三年三月末現在一万七千人いた業者はほとんど転業したが、なれぬ商法のせいもあるが、再転業を希望する者が多い。また婦人保護施設の入所状況は毎月ふえる一方で、三月六四〇人であつたのが、九・十月は千人を越えている。

二十二日 さきに法定以外の色素を使つた化粧品を発売して回収した厚生省に対し、主婦連では製品と会社名を公表してほしいと要望した。

二十四日 全日本婦人団体連合会(会長楠田ふき)の招きでソ連婦人代表アンナ・グリニエンコさんら三人が来日した。

二十六日 売春対策国民協議会(会長久布白落実)では、衆・参婦人議員懇談会とともに「売春対策関係予算確保の

懇談会」を開き、売春防止法施行で売春問題が解決されたかのように考えられているが、実際は今後が大切であると大蔵大臣と自民党に対し予算増額の申入れを行った。

十四日 主婦連では初の打合せを開き、当面の運動方針として ①婦人の団結で政界の大掃除 ②料金値上げ反対 ③生産から販売、消費までの合理化のスローガンをきめた。

八回婦人労働問題研究会議開催要綱 一、題目 婦人の職業活動には男子と異なる特殊な問題が存在しているが、とくに専門的職業の場合、個々の職業についてこれを解決して婦人が有能な職業人として成長することが必要と考えられるので今回保母をとりあげてこの研究会議を開催する。

婦人少年室協働員名簿③

〔注〕1.掲載氏名は発令者のみ 2.(一)内は定員数

Table with multiple columns listing names of female and juvenile room cooperative members, categorized by region (e.g., 徳島, 香川, 愛媛, etc.).



働きながら学ぶ人々のための学校です!!

# 大妻女子大学夜間部

| 短期大学部(二部) 募集人員 |      | 入学試験日                         |
|----------------|------|-------------------------------|
| 家政科            | 120名 | { 一次 3月3日<br>二次 3月29日<br>書類選考 |
| 別科(被服)         | 100名 |                               |
| 高等学校           | 200名 | 随時発表                          |

◎入学資格 大学は高校卒、高校は中学卒

◎入学案内 20円、大学のみ50円、(郵送申込のこと)

東京都千代田区三番町12

# NAS

ニッケル鉬石から  
一貫作業を誇る!

# ステンレス

鋳・棒・管・線  
廣帯・鑄物



## 日本冶金工業株式會社

社長 森 暁

東京都中央区宝町1丁目7番地(味の素ビル) 電話代表 (56) 8911・8921  
支店 大阪・九州・名古屋 出張所 広島・富山・北海道